

雇用保険法等の一部を改正する法律案新旧対照条文
 一 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

改正案	現行
<p>（失業等給付）</p> <p>第十条（第一項から第三項まで 略）</p> <p>4 就職促進給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 就業促進手当</p> <p>二 移転費</p> <p>三 広域求職活動費</p> <p>（第五項及び第六項 略）</p> <p>（就職への努力）</p> <p>第十条の二 求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。</p> <p>（未支給の失業等給付）</p> <p>第十条の三（略）</p> <p>（返還命令等）</p> <p>第十条の四 偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付</p>	<p>（失業等給付）</p> <p>第十条（第一項から第三項まで 略）</p> <p>4 就職促進給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 再就職手当</p> <p>二 常用就職支度金</p> <p>三 移転費</p> <p>四 広域求職活動費</p> <p>（第五項及び第六項 略）</p> <p>（未支給の失業等給付）</p> <p>第十条の二（略）</p> <p>（返還命令等）</p> <p>第十条の三 偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付</p>

の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主又は職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主又は職業紹介事業者等に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

（第三項 略）

（失業の認定）

第十五条 （第一項から第四項まで 略）

5 失業の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者が求人者に面接したこと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行ったことを確認して行うものとする。

（基本手当の月額）

第十六条 基本手当の月額は、賃金月額に百分の五十（二千四百円

の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、同項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

（第三項 略）

（失業の認定）

第十五条 （第一項から第四項まで 略）

（基本手当の月額）

第十六条 基本手当の月額は、賃金月額に百分の六十（二千五百円

以上四千二百十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千二百十円以上一万二千二百十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。

2 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千二百十円以上一万二千二百十円以下」とあるのは「四千二百十円以上一万九百五十円以下」とする。

（賃金日額）

第十七条（第一項から第三項まで 略）

4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

一 二千四百十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その変更された額）

二 次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イか

以上四千二百九十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、四千二百九十円以上一万三千七十円以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の六十までの範囲で、賃金日額の逓増に応じ、一定の割合で逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。

2 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の六十」とあるのは「百分の五十」と、「四千二百九十円以上一万三千七十円以下」とあるのは「四千二百九十円以上一万三千四百十円以下」とする。

（賃金日額）

第十七条（第一項から第三項まで 略）

4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

一 次のイ又はロに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ 受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であった受給資格者 二千五百十円

ロ イに該当しない受給資格者 四千二百九十円

二 次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イか

ら二までに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者 一万五千五百八十円

ロ 受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者 一万六千八十円

ハ 受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者 一万四千六百二十円

二 受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者 一万三千百六十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条 厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成十三年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならぬ。

（第二項 略）

3 前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当

ら二までに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者 一万九千六百二十円

ロ 受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者 一万七千九百九十円

ハ 受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者 一万六千三百五十円

二 受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者 一万四千七百二十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条 厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成十年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならぬ。

（第二項 略）

3 前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当

の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千四百十円以上四千二百十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千二百十円以上一万二千二百十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

(基本手当の減額)

第十九条 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数(以下この項において「基礎日数」という。)分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一 その収入の一日分に相当する額(収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。)から千三百八十八円(その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。)を控除した額と基本手当の日額との合計額(次号において「合計額」という。)が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

(第二号及び第三号 略)

2 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度(この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度)の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千五百十円以上四千二百九十円未満の額及び百分の八十から百分の六十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千二百九十円以上一万三百七十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

(基本手当の減額)

第十九条 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数(以下この項において「基礎日数」という。)分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一 その収入の一日分に相当する額(収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。)から千四百十三円(その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。)を控除した額と基本手当の日額との合計額(次号において「合計額」という。)が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

(第二号及び第三号 略)

2 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十年四月一日から始まる年度(この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度)の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

(第三項 略)

(支給の期間及び日数)

第二十条 基本手当は、この法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。)(内の失業している日について、第二十二條第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。

(第一号 略)

一 基準日において第二十二條第二項第一号に該当する受給資格者 基準日の翌日から起算して一年に六十日を加えた期間

二 基準日において第二十三條第一項第二号イに該当する同条第二項に規定する特定受給資格者 基準日の翌日から起算して一年に三十日を加えた期間

(第二項及び第三項 略)

(所定給付日数)

第二十二條 一の受給資格に基づき基本手当を支給する日数(以下「所定給付日数」という。)(は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 算定基礎期間が二十年以上である受給資格者 百五十日

(第三項 略)

(支給の期間及び日数)

第二十条 基本手当は、この法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。)(内の失業している日について、第二十二條第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。

(第一号 略)

一 基準日において第二十二條第二項第一号イに該当する受給資格者 基準日の翌日から起算して一年に六十日を加えた期間

二 基準日において第二十三條第一項第二号イに該当する同条第二項に規定する特定受給資格者 基準日の翌日から起算して一年に三十日を加えた期間

(第二項及び第三項 略)

(所定給付日数)

第二十二條 一の受給資格に基づき基本手当を支給する日数(以下「所定給付日数」という。)(は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 次号に掲げる受給資格者以外の受給資格者 次のイからニまで

二 算定基礎期間が十年以上二十年未満である受給資格者 百二十日

三 算定基礎期間が十年未満である受給資格者 九十日

2 前項の受給資格者で厚生労働省令で定める理由により就職が困難なものに係る所定給付日数は、同項の規定にかかわらず、その算定基礎期間が一年以上の受給資格者にあつては次の各号に掲げる当該受給資格者の区分に応じ当該各号に定める日数とし、その算定基礎期間が一年未満の受給資格者にあつては百五十日とする。

一 基準日において四十五歳以上六十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百日

に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 百八十日

ロ 十年以上二十年未満 百五十日

ハ 五年以上十年未満 百二十日

ニ 五年未満 九十日

二 基準日において短時間労働被保険者であつた受給資格者 次のイから八までに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イから八までに定める日数

イ 二十年以上 百五十日

ロ 十年以上二十年未満 百二十日

ハ 十年未満 九十日

2 前項の受給資格者で厚生労働省令で定める理由により就職が困難なものに係る所定給付日数は、同項の規定にかかわらず、その算定基礎期間が一年以上の受給資格者にあつては次の各号に掲げる当該受給資格者の区分に応じ当該各号に定める日数とし、その算定基礎期間が一年未満の受給資格者にあつては百五十日とする。

一 次号に掲げる受給資格者以外の受給資格者 次のイ又はロに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イ又はロに定める日数

イ 基準日において四十五歳以上六十五歳未満である受給資格者 三百六十日

ロ 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百日

二 基準日において短時間労働被保険者であつた受給資格者 次のイ又はロに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イ又はロに定め

(第三項及び第四項 略)

第二十三条 特定受給資格者(前条第三項に規定する算定基礎期間)以下この条において単に「算定基礎期間」という。(が一年(第三号から第五号までに掲げる特定受給資格者にあつては、五年)以上のものに限る。)(に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(第一号及び第二号 略)

三 基準日において三十五歳以上四十五歳未満である特定受給資格者 次のイから八までに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イから八までに定める日数

イ 二十年以上 二百七十日

ロ 十年以上二十年未満 二百四十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

四 基準日において三十歳以上三十五歳未満である特定受給資格者 次のイから八までに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イから八までに定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

る日数

イ 基準日において三十歳以上六十五歳未満である受給資格者 二百七十日

ロ 基準日において三十歳未満である受給資格者 二百四十日

(第三項及び第四項 略)

第二十三条 特定受給資格者(前条第三項に規定する算定基礎期間)以下この条において単に「算定基礎期間」という。(が一年(第三号に掲げる特定受給資格者にあつては五年、第四号に掲げる特定受給資格者にあつては十年)以上のものに限る。)(に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(第一号及び第二号 略)

三 基準日において三十歳以上四十五歳未満である特定受給資格者 次のイから八までに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イから八までに定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

五| 基準日において三十歳未満である特定受給資格者 次のイ又は
ロに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める日
数

イ 十年以上 百八十日

ロ 五年以上十年未満 百二十日

四| 基準日において三十歳未満である特定受給資格者 次のイ又は
ロに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める日
数

イ 二十年以上 二百十日

ロ 十年以上二十年未満 百八十日

2
基準日において短時間労働被保険者であつた特定受給資格者（算
定基礎期間が一年（第三号に掲げる特定受給資格者にあつては五年
、第四号に掲げる特定受給資格者にあつては十年）以上のものに限
る。）に係る所定給付日数は、前条第一項及び前項の規定にかかわ
らず、次の各号に掲げる当該特定受給資格者の区分に応じ、当該各
号に定める日数とする。

一 基準日において六十歳以上六十五歳未満である特定受給資格者
次のイから八までに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イ
から八までに定める日数

イ 二十年以上 二百十日

ロ 十年以上二十年未満 百八十日

ハ 一年以上十年未満 百五十日

二 基準日において四十五歳以上六十歳未満である特定受給資格者
次のイから二までに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イ
から二までに定める日数

イ 二十年以上 三百日

ロ 十年以上二十年未満 二百四十日

ハ 五年以上十年未満 二百十日

ニ 一年以上五年未満 百八十日

三 基準日において三十歳以上四十五歳未満である特定受給資格者

2 | 前項の特定受給資格者とは、次の各号のいずれかに該当する受給資格者（前条第二項に規定する受給資格者を除く。）をいう。

- 一 当該基本手当の受給資格に係る離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産（破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てその他厚生労働省令で定める事由に該当する事態をいう。第五十七条第二項第一号において同じ。）又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 前号に定めるもののほか、解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。第五十七条第二項第二号において同じ。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者

（訓練延長給付）

第二十四条（第一項 略）

2 公共職業安定所長が、その指示した公共職業訓練等を受ける受給

次のイから八までに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イから八までに定める日数

イ 二十年以上 二百十日

ロ 二十年以上二十年未満 百八十日

ハ 五年以上十年未満 百五十日

四 基準日において三十歳未満である特定受給資格者 次のイ又はロに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める日数

イ 二十年以上 百八十日

ロ 二十年以上二十年未満 百五十日

3 | 前二項の特定受給資格者とは、次の各号のいずれかに該当する受給資格者（前条第二項に規定する受給資格者を除く。）をいう。

- 一 当該基本手当の受給資格に係る離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産（破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てその他厚生労働省令で定める事由に該当する事態をいう。）又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 前号に定めるもののほか、解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者

（訓練延長給付）

第二十四条（第一項 略）

2 公共職業安定所長が、その指示した公共職業訓練等を受ける受給

資格者（その者が当該公共職業訓練等を受け終わる日における基本手当の支給残日数（当該公共職業訓練等を受け終わる日の翌日から第四項の規定の適用がないものとした場合における支給期間（当該期間内の失業している日について基本手当の支給を受けることができる期間をいう。以下同じ。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができる日数をいう。以下この項及び第四項において同じ。）が政令で定める日数に満たないものに限る。）で、政令で定める基準に照らして当該公共職業訓練等を受け終わつてもなお就職が相当程度に困難な者であると認められたものについては、同項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えてその者に基本手当を支給することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、前段に規定する政令で定める日数から支給残日数を差し引いた日数を限度とするものとする。

（第三項及び第四項 略）

（未支給の基本手当の請求手続）

第三十一条 第十条の三第一項の規定により、支給資格者が死亡したため失業の認定を受けることができなかった期間に係る基本手当の支給を請求する者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給資格者について失業の認定を受けなければならない。

2 前項の支給資格者が第十九条第一項の規定に該当する場合には、第十条の三第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき者は、厚生労働省令で定めるところにより、第十九条第一項の収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない

資格者（その者が当該公共職業訓練等を受け終わる日における基本手当の支給残日数（当該公共職業訓練等を受け終わる日の翌日から第四項の規定の適用がないものとした場合における支給期間（当該期間内の失業している日について基本手当の支給を受けることができる期間をいう。以下同じ。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができる日数をいう。以下この項及び第四項において同じ。）が政令で定める日数に満たないものに限る。）で、政令で定める基準に照らして当該公共職業訓練等を受け終わつてもなお就職が困難な者であると認められたものについては、同項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えてその者に基本手当を支給することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、前段に規定する政令で定める日数から支給残日数を差し引いた日数を限度とするものとする。

（第三項及び第四項 略）

（未支給の基本手当の請求手続）

第三十一条 第十条の二第一項の規定により、支給資格者が死亡したため失業の認定を受けることができなかった期間に係る基本手当の支給を請求する者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給資格者について失業の認定を受けなければならない。

2 前項の支給資格者が第十九条第一項の規定に該当する場合には、第十条の二第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき者は、厚生労働省令で定めるところにより、第十九条第一項の収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない

(給付制限)

第三十二条 受給資格者(訓練延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ。)が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(第一号から第三号まで 略)

四 職業安定法第二十条(第二項ただし書を除く。)の規定に該当する事業所に紹介されたとき。

(第五号 略)

(第二項及び第三項 略)

第三十三条 (第一項及び第二項 略)

3 基本手当の受給資格に係る離職について第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる場合において、当該基本手当を支給しないこととされる期間に七日を超え三十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数及び当該受給資格に係る所定給付日数に相当する日数を加えた期間が一年(当該基本手当の受給資格に係る離職の日において第二十二条第二項第一号に該当する受給資格者にあつては、一年に六十日を加えた期間)を超えるときは、当該受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、こ

(給付制限)

第三十二条 受給資格者(訓練延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ。)が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(第一号から第三号まで 略)

四 職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第二十条(第二項ただし書を除く。)の規定に該当する事業所に紹介されたとき

(第五号 略)

(第二項及び第三項 略)

第三十三条 (第一項及び第二項 略)

3 基本手当の受給資格に係る離職について第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる場合において、当該基本手当を支給しないこととされる期間に七日を超え三十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数及び当該受給資格に係る所定給付日数に相当する日数を加えた期間が一年(当該基本手当の受給資格に係る離職の日において第二十二条第二項第一号イに該当する受給資格者にあつては、一年に六十日を加えた期間)を超えるときは、当該受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、こ

これらの規定による期間に当該超える期間を加えた期間とする。

(第四項及び第五項 略)

(短時間労働被保険者以外の被保険者が引き続き短時間労働被保険者となつた場合等の特例)

第三十五条 被保険者が同一の事業主の適用事業に引き続き雇用された期間に次に掲げる事由が生じた場合におけるこの款(第十五条第二項及び第三項、第二十条第二項、第二十一条、第二十三条並びに第三十三条を除く。)並びに第五十六条の二第三項第一号及び第五十七条第一項(受給資格に係る離職に限る。)の規定の適用については、当該被保険者は、当該事由の生じた日の前日に離職したものとみなす。

(第一号及び第二号 略)

(第二項から第四項まで 略)

(傷病手当)

第三十七条 傷病手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、第二十条第一項(第三十五条第三項において読み替えて適用する場合を含む。第五十六条の二第一項第一号及び第三項第一号、第五十七条第一項及び第二項並びに第七十八条において同じ。)及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項(第三十五条第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第五十六条の二第一項第一号及び第三項第一号並びに第五十七条第一項及び第二項において同じ。))の規定に該当する者

これらの規定による期間に当該超える期間を加えた期間とする。

(第四項及び第五項 略)

(短時間労働被保険者以外の被保険者が引き続き短時間労働被保険者となつた場合等の特例)

第三十五条 被保険者が同一の事業主の適用事業に引き続き雇用された期間に次に掲げる事由が生じた場合におけるこの款の規定(第十五条第二項及び第三項、第二十条第二項、第二十一条、第二十三条並びに第三十三条を除く。)の適用については、当該被保険者は、当該事由の生じた日の前日に離職したものとみなす。

(第一号及び第二号 略)

(第二項から第四項まで 略)

(傷病手当)

第三十七条 傷病手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、第二十条第一項(第三十五条第三項において読み替えて適用する場合を含む。第五十六条の二第一項及び第七十八条において同じ。)及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項(第三十五条第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び第五十六条の二第一項において同じ。))の規定に該当する者については、第三十三条第三項の規定による期間(内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることがで

については第三十三条第三項の規定による期間とし、第五十七条第一項の規定に該当する者については同項の規定による期間とする。
（内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日（疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る。）について、第四項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。

（第二項から第五項まで 略）

6 傷病手当を支給したときは、この法律の規定（第十条の四及び第三十四条の規定を除く。）の適用については、当該傷病手当を支給した日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。
（第七項から第九項まで 略）

（高年齢求職者給付金）

第三十七条の四 高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。

一 一年以上 五十日

二 一年以上未滿 三十日

きない日（疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る。）について、第四項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。

（第二項から第五項まで 略）

6 傷病手当を支給したときは、この法律の規定（第十条の三及び第三十四条の規定を除く。）の適用については、当該傷病手当を支給した日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。
（第七項から第九項まで 略）

（高年齢求職者給付金）

第三十七条の四 高年齢求職者給付金の額は、高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第四項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。

一 一年以上 七十五日（高年齢受給資格に係る離職の日において「短時間労働被保険者であつた高年齢受給資格者（次号において「高年齢短時間受給資格者」という。）にあつては、五十日）

二 一年以上五年未滿 六十日（高年齢短時間受給資格者にあつて

(第二項から第五項まで 略)

(就業促進手当)

第五十六条の二 就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数(当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。)(最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいふ。以下同じ。)(が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

イ 職業に就いた者であつて、ロに該当しないものであること。

ロ 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であること。

二 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者(当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。)(、特例受給資格者(特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して

は、五十日)

三 一年未満 三十日

(第二項から第五項まで 略)

(再就職手当)

第五十六条の二 再就職手当は、受給資格者が安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。ただし、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数(当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間)の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいふ。以下同じ。)(が、当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満である受給資格者及び所定給付日数の三分の一以上であつて四十五日未満である受給資格者については、この限りでない。

六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2 受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者（第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」という。）が、前項第一号口又は同項第二号に規定する安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、就業促進手当は、支給しない。

3 就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項第一号イに該当する者 現に職業に就いている日（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日があるときに限る。）について、第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千二百二十円）（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更さ

2 受給資格者が、安定した職業に就いた日前厚生労働省令で定める期間内の就職について再就職手当又は常用就職支度金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、再就職手当は、支給しない。

3 再就職手当の額は、支給残日数に応じ、第十六条の規定による基本手当の日額に十五を乗じて得た額以上当該日額に百二十を乗じて得た額以下の範囲内において厚生労働省令で定める額とする。

れた額)に百分の五十(受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五)を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。)に十分の三を乗じて得た額

二 第一項第一号ロに該当する者 基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の三を乗じて得た数を乗じて得た額

三 第一項第二号に該当する者 次のイから八までに掲げる者の区分に応じ、当該イから八までに定める額に三十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額

イ 受給資格者 基本手当日額

ロ 特例受給資格者 その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額(その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項(同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。))に規定する一万二千二百二十円(その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額)に百分の五十(特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五)を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額)

ハ 日雇受給資格者 第四十八条又は第五十四条第一号の規定による日雇労働求職者給付金の日額

4 第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当を支給したときは、この法律の規定(第十条の四及び第三十四条の規定を除く。次項において同じ。)の適用については、当該就業促進手当を支給し

た日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。

5 第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当を支給したときは、この法律の規定の適用については、当該就業促進手当の額を基本手当日額で除して得た日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。

(就業促進手当の支給を受けた場合の特例)

第五十七条 特定就業促進手当受給者について、第一号に掲げる期間が第二号に掲げる期間を超えるときは、当該特定就業促進手当受給者の基本手当の受給期間は、第二十条第一項及び第二項並びに第十三条第三項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に当該超える期間を加えた期間とする。

一 就業促進手当(前条第一項第一号ロに該当する者に係るものに限る。以下この条において同じ。)に係る基本手当の受給資格に係る離職の日の翌日から再離職(当該就業促進手当の支給を受けた後の最初の離職)(新たに受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合における当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職を除く。)をいう。次項において同じ。
。()の日までの期間に次のイ及びロに掲げる日数を加えた期間
イ 二十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数
ロ 当該就業促進手当に係る職業に就いた日の前日における支給残日数から前条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされた日数を差し引いた日数

二 当該職業に就かなかつたこととした場合における当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十二条

4 再就職手当を支給したときは、この法律の規定(第十条の三及び第三十四条の規定を除く。)の適用については、当該再就職手当の額を第十六条の規定による基本手当の日額で除して得た日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。

(常用就職支度金)

第五十七条 常用就職支度金は、受給資格者、特例受給資格者(特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。)又は日雇受給資格者(第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。)であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として政令で定めるものが安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が政令で定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。ただし、前条の規定により再就職手当の支給を受けることができる者については、この限りでない。

第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間)

2 前項の特定就業促進手当受給者とは、就業促進手当の支給を受けた者であつて、再離職の日が当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間)内にあり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいふ。

一 再離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴つものである者として厚生労働省令で定めるもの

二 前号に定めるもののほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者

3 第一項の規定に該当する受給資格者については、第二十四条第一項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは、「第五十七条第一項」とする。

4 第三十三条第五項の規定は、第一項の規定に該当する受給資格者について準用する。

(給付制限)

第六十条 (第一項から第四項まで 略)

2 受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者(次条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」という。)が、安定した職業に就いた日前三年以内の就職について再就職手当又は常用就職支度金の支給を受けたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、常用就職支度金は、支給しない。

3 常用就職支度金の額は、第十六条の規定による基本手当の日額(特例受給資格者については、その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額とし、日雇受給資格者については、第四十八条又は第五十四条第二号の規定による日雇労働求職者給付金の日額とする。)に三十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額とする。

(給付制限)

第六十条 (第一項から第四項まで 略)

5 受給資格者が第一項の規定により就職促進給付を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づく就業促進手当の全部又は一部の支給を受けることができなくなつたときは、第五十六条の二第四項及び第五項の規定の適用については、その全部又は一部の支給を受けることができないこととされた就業促進手当の支給があつたものとみなす。

(教育訓練給付金)

第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、支給要件期間が三年以上であるときに、支給する。

(第一号及び第二号 略)

(第二項及び第三項 略)

4 教育訓練給付金の額は、第一項各号に掲げる者が同項に規定する教育訓練の受講のために支払つた費用(厚生労働省令で定める範囲内のものに限る。)の額に百分の二十以上百分の四十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額(その額が厚生労働省令で定める額を超えるときは、その定める額)とする。

(第五項 略)

(高年齢雇用継続基本給付金)

第六十一条 高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。

5 受給資格者が第一項の規定により就職促進給付を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づく再就職手当の全部又は一部の支給を受けることができなくなつたときは、第五十六条の二第四項の規定の適用については、その全部又は一部の支給を受けることができないこととされた再就職手当の支給があつたものとみなす。

(教育訓練給付金)

第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、支給要件期間が五年以上であるときに、支給する。

(第一号及び第二号 略)

(第二項及び第三項 略)

4 教育訓練給付金の額は、第一項各号に掲げる者が同項に規定する教育訓練の受講のために支払つた費用(厚生労働省令で定める範囲内のものに限る。)の額に百分の八十を乗じて得た額(その額が厚生労働省令で定める額を超えるときは、その定める額)とする。

(第五項 略)

(高年齢雇用継続基本給付金)

第六十一条 高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。

() に対して支給対象月(当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月)に支払われた賃金の額(支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかった賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号(次条第三項において準用する場合を含む。))並びに同条第一項において同じ。))が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日(当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日)を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条(第三項を除く。))の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(以下この条において「みなし賃金日額」という。))に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(第一号 略)

二 当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万八百八十円(その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。))以上であるとき。

(第二項から第四項まで 略)

5 高年齢雇用継続基本給付金の額は、一支給対象月について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該支給対象月に支払われた賃金の額に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該賃金の額を加えて得た額が支給限度額を超えるときは、支給限度額

() に対して支給対象月(当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月)に支払われた賃金の額(支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかった賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号(次条第三項において準用する場合を含む。))並びに同条第一項において同じ。))が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日(当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日)を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条(第三項を除く。))の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(以下この条において「みなし賃金日額」という。))に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(第一号 略)

二 当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十九万二千四百八十五円(その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。))以上であるとき。

(第二項から第四項まで 略)

5 高年齢雇用継続基本給付金の額は、一支給対象月について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該支給対象月に支払われた賃金の額に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該賃金の額を加えて得た額が支給限度額を超えるときは、支給限度額

から当該賃金の額を減じて得た額とする。

一 当該賃金の額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるとき。 百分の十五

二 前号に該当しないとき。 みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該賃金の額の割合が逡増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率

6 第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金の額として算定された額が第十七条第四項第一号に掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）の百分の八十に相当する額を超えないときは、当該支給対象月については、高年齢雇用継続基本給付金は、支給しない。

7 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならぬ。

（高年齢再就職給付金）

第六十一条の二 高年齢再就職給付金は、支給資格者（その支給資格に係る離職の日における第二十二条第三項の規定による算定基礎期間が五年以上あり、かつ、当該支給資格に基づく基本手当の支給を受けたことがある者に限る。）が六十歳に達した日以後安定した職業に就くことにより被保険者となつた場合において、当該被保険者

から当該賃金の額を減じて得た額とする。

一 当該賃金の額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する額未満であるとき。 百分の二十五

二 前号に該当しないとき。 みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該賃金の額の割合が逡増する程度に応じ、百分の十五から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率

6 第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金の額として算定された額が第十七条第四項第一号イに掲げる額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）の百分の八十に相当する額を超えないときは、当該支給対象月については、高年齢雇用継続基本給付金は、支給しない。

7 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十年四月一日から始まる年度（この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならぬ。

（高年齢再就職給付金）

第六十一条の二 高年齢再就職給付金は、支給資格者（その支給資格に係る離職の日における第二十二条第三項の規定による算定基礎期間が五年以上あり、かつ、当該支給資格に基づく基本手当の支給を受けたことがある者に限る。）が六十歳に達した日以後安定した職業に就くことにより被保険者となつた場合において、当該被保険者

に対し再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、当該基本手当の日額の算定の基礎となつた賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つたときに、当該再就職後の支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(第一号及び第二号 略)

(第二項及び第三項 略)

4 高年齢再就職給付金の支給を受けることができる者が、同一の就職につき就業促進手当(第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係るものに限る。以下この項において同じ。)の支給を受けることができる場合において、その者が就業促進手当の支給を受けたときは高年齢再就職給付金を支給せず、高年齢再就職給付金の支給を受けたときは就業促進手当を支給しない。

(不服申立て)

第六十九条 第九条の規定による確認、失業等給付に関する処分又は第十条の四第一項若しくは第二項の規定による処分不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

(第二項から第四項まで 略)

(労働政策審議会への諮問)

第七十二条 厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項第二号、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二條第二項、

に対し再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、当該基本手当の日額の算定の基礎となつた賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額を下るに至つたときに、当該再就職後の支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(第一号及び第二号 略)

(第二項及び第三項 略)

第六十九条 第九条の規定による確認、失業等給付に関する処分又は第十条の三第一項若しくは第二項の規定による処分不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

(不服申立て)

第六十九条 第九条の規定による確認、失業等給付に関する処分又は第十条の三第一項若しくは第二項の規定による処分不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

(第二項から第四項まで 略)

(労働政策審議会への諮問)

第七十二条 厚生労働大臣は、第二十五条第一項、第二十七条第一項若しくは第二項若しくは第五十七条第一項の基準又は同項の就職が困難な者を政令で定めようとするとき、第十三条第一項第二号、第

第三十七条の三第一項第二号、第三十九条第一項第二号、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の七第一項の理由、第五十六条の二第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第六条第一号の二の時間数又は第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）、（の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（第二項 略）

（時効）

第七十四条 失業等給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第十条の四第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（報告等）

第七十六条（第一項 略）

2 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主又は受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等に対して、この法律の施行に関し

二十条第一項若しくは第二項、第二十二條第二項、第三十七條の三第一項第二号、第三十九條第一項第二号、第六十一条の四第一項又は第六十一条の七第一項の理由を厚生労働省令で定めようとするとき、第六条第一号の二の時間数又は第十条の三第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第五十六条の二第一項の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（第二項 略）

（時効）

第七十四条 失業等給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第十条の三第一項又は第二項の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（報告等）

第七十六条（第一項 略）

て必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。

3| (略)

4| (略)

第八十三条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(第一号から第三号まで 略)

四 第七十六条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。

)の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

(第五号 略)

第八十四条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(第一号及び第二号 略)

三 第七十六条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。

)の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

(第四号 略)

附則

2| (略)

3| (略)

第八十三条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(第一号から第三号まで 略)

四 第七十六条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。

)の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

(第五号 略)

第八十四条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(第一号及び第二号 略)

三 第七十六条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。

)の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

(第四号 略)

附則

(失業保険法の廃止)

第二条 失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)は、廃止する。

（適用範囲に関する暫定措置）
第二条（略）

（適用範囲に関する暫定措置）
第三条（略）

（被保険者に関する届出等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に発生した事項につき附則第二条の規定による廃止前の失業保険法（以下「旧法」という。）第八条の規定により届け出なければならぬこととされていた事項の届出については、なお従前の例による。

2 旧法第五条に規定する被保険者（以下「旧被保険者」という。）となったこと又は旧被保険者でなくなったことの確認及びその確認の請求については、なお従前の例による。

3 施行日の前日に旧被保険者であった者であつて、引き続き同一の事業主に雇用され、施行日に第四条第一項に規定する被保険者（以下「新被保険者」という。）となったもの（以下「継続雇用被保険者」という。）のうち、既に旧法第十条の規定により当該旧被保険者となつたことの確認を受けているもの（前項の規定により当該旧被保険者となつたことの確認を受けた者を含む。）については、施行日（前項の規定により当該旧被保険者となつたことの確認を受けた者については、当該確認を受けた日）に、新被保険者となつたことと第九条の規定による確認がされたものとみなす。

（被保険者期間に関する経過措置）

第五条 旧被保険者であつた者であつて新被保険者となつたものに関するこの法律の規定の適用については、旧法の規定による被保険者期間（施行日前に旧法第十五条第一項の規定に該当するに至つた場

合における離職の日以前の被保険者期間を除く。) は、第十四条第一項の規定による被保険者期間とみなす。

2 継続雇用被保険者(施行日に短期雇用特例被保険者となつた者を除く。) のうち、昭和五十年四月における喪失応当日(第十四条第一項に規定する喪失応当日をいう。以下この条において同じ。) が同月一日(以下この条において「基準日」という。) 以外の日である者(同月に新被保険者でなくなつた者を含む。) に関する第十四条第一項の規定の適用については、基準日を基準日の属する月の前月における喪失応当日とみなす。

3 前項の規定により基準日を喪失応当日とみなされた者のうち、昭和五十年四月における喪失応当日(同月に新被保険者でなくなつた者については、当該新被保険者でなくなつた日)の前日から基準日までさかのぼつた期間が第十四条第一項の規定による被保険者期間の一箇月として計算された者に関する第十七条第一項の規定の適用については、当該一箇月として計算された被保険者期間は、同項に規定する被保険者期間に算入しない。

第六条 (略)

(被保険者期間に関する経過措置)

第三条 (略)

(訓練延長給付に関する暫定措置)

第四条 雇用及び失業の状況を参酌して政令で定める日までの間、三十五歳以上六十歳未満である受給資格者に対する第二十四条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める基準に照らして当該公共職業訓練等」とあるのは、「三十五歳以上六十歳未満の者で

あつて、当該公共職業訓練等を受け終わつてもなお職業に就くことができず、かつ、再就職を容易にするために公共職業訓練等を再度受けようとするものであると認められたもの（その者が受ける公共職業訓練等の期間の合計が二年を超えないものに限る。）又は政令で定める基準に照らして当該指示した公共職業訓練等」とする。

（基本手当の給付日数の延長措置に関する経過措置）

第五条 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第四条の規定によりその効力を有するものとされる旧炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）第三条の規定により厚生労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動を行つた場合には、第二十五条の規定の適用については、厚生労働大臣が同条第一項に規定する広域職業紹介活動を行つたものとみなす。

（旧法に規定する受給資格に関する経過措置）

第七条 旧法第十五条第一項の規定に該当する者に係る受給資格は、第十四条第二項第一号に規定する受給資格とみなす。

2 前項の受給資格を有する者に対する第三章の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第十五条第三項の規定の適用については、同項中「離職後最初に出頭した日」とあるのは、「旧失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）第十六条第二項（附則第九条第一項においてその例によることとされる場合を含む。）の規定により最後に失業の

認定を行った日の翌日」とする。

二 前項の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日が施行日前である者に係る基本手当又は傷病手当の日額については、第十六条の規定による基本手当の日額が旧法第十七条の規定による失業保険金の日額（施行日の前日において旧法第二十七条第一項に規定する扶養親族があり、施行日以後最初に第十五条第二項に規定する失業の認定を受ける日までにその旨を公共職業安定所長に届け出た者については、その失業保険金の日額に届出に係る扶養親族について旧法第二十七条の規定によりその者に支給される扶養手当の日額を加算した額。以下この号において同じ。）を下回ることとなるときは、第十六条又は第三十七条第三項の規定にかかわらず、旧法第十七条の規定による失業保険金の日額に相当する額とする。

三 第二十条の規定の適用については、同条第一項中「当該一年の期間内」とあるのは、「昭和五十年四月一日から当該受給資格に係る離職の日の属する年の翌年のこれに相当する日までの間」とする。

四 第二十条第一項の規定による期間内の失業している日について基本手当を支給することができる日数については、第二十二条の規定にかかわらず、旧法第二十条及び第二十条の二の規定により受給期間内において失業保険金を支給することができる日数から旧法の規定により失業保険金及び傷病給付金（旧法第二十三条第二項の規定により支給があつたとみなされた失業保険金並びに附則第九条第一項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る失業保険金及び傷病給付金を含む。）の支給を受

けた日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。

五 第二十三条の規定は、適用しない。

六 第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十七条第一項及び第三十七条第四項の規定の適用については、これらの規定中「所定給付日数」とあるのは、「附則第七条第二項第四号の規定による基本手当を支給することができる日数」とする。

七 施行日前に旧法の規定により公共職業安定所が行った公共職業訓練等を受けることの指示は、この法律の規定により公共職業安定所長が行った公共職業訓練等を受けることの指示とみなす。

八 旧法第二十条の五第一項、第二十一条第一項若しくは第二項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項（旧法第二十五条第四項、第二十六条第十一項又は第二十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定（附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）によりされた給付に関する処分は、それぞれ、第二十九条第一項、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十三条第一項又は第三十四条第一項（第三十六条第五項又は第三十七条第九項において準用する場合を含む。）の規定によりされた給付に関する処分とみなす。

九 第五十七条第三項の規定の適用については、同項中「第十六条の規定」とあるのは、「第十六条又は附則第七条第二項第二号の規定」とする。

（基本手当の給付日数の延長措置に関する経過措置）

第八条 施行日の前日において旧法第二十条の四第一項の規定による措置が決定されていた地域について、施行日に第二十五条第一項の

規定による措置が決定された場合においては、当該地域に係る旧法第二十条の四第一項の規定による措置及び同項の規定による認定を受けた受給資格者は、それぞれ、第二十五条第一項の規定により決定された措置及び同項の規定により認定を受けた受給資格者とみなして基本手当を支給する。

2 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第四条の規定によりその効力を有するものとされる旧炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）第三条の規定により厚生労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動を行なった場合には、第二十五条の規定の適用については、厚生労働大臣が同条第一項に規定する広域職業紹介活動を行なったものとみなす。

（旧法の規定による保険給付等に関する経過措置）

第九条 施行日前の期間に係る旧法の規定による保険給付、施行日前に就職するに至った場合における旧法の規定による就職支度金及び施行日前に公共職業安定所の紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更した場合における旧法の規定による移転費（以下「旧保険給付等」という。）の支給については、なお従前の例による。

2 旧法に規定する受給資格者が死亡したために旧法第十六条第一項の失業の認定又は旧法第二十六条第二項の認定を受けることができなかつた場合におけるその者の配偶者その他旧法第十六条の二第一項又は第二十六条第三項に規定するその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に対する旧法の規定による失業保険金又は傷

病給付金の支給については、なお従前の例による。

3 旧保険給付等については、旧法第二十条の五、第二十一条、第二十二條及び第二十三條（旧法第二十五條第四項、第二十六條第十一項、第二十七條第五項、第二十七條の三第五項又は第二十七條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

（返還命令等に関する経過措置）

第十条 詐欺その他不正の行為によつて旧保険給付等の支給を受けた者並びに当該旧保険給付等の支給に関し虚偽の届出、報告又は証明をした事業主及び労働保険事務組合に対してするその支給した旧保険給付等の全部又は一部を返還すべきことの命令及び当該詐欺その他不正の行為によつて支給を受けた旧保険給付等に相当する額以下の金額を納付すべきことの命令については、なお従前の例による。

（短期雇用特例被保険者に関する経過措置）

第十一条 労働大臣は、継続雇用被保険者であつて、施行日に短期雇用特例被保険者となつたもの（次項において「継続雇用特例被保険者」という。）を雇用する事業主に、労働省令で定めるところにより、その雇用する短期雇用特例被保険者に関して必要な報告をすることを命ずることができる。

2 継続雇用特例被保険者が離職し、特例受給資格を取得した場合に、第十条第三項、第三十九條及び第四十條の規定にかかわらず、特例一時金を支給しないものとし、その者を第十五條第一項に規定する受給資格者とみなして、第三章第二節に定めるところにより、

求職者給付を支給する。この場合において、その者に係る所定給付日数は、旧法第二十条及び第二十条の二の規定がなおその効力を有するものとした場合に、これらの規定により受給期間内に失業保険金を支給することができる日数とする。

(旧法の規定による日雇労働被保険者等に関する経過措置)

第十二条 施行日前に旧法第三十八条の四第一項の認可を受けた者は、施行日に第六条第一号の認可を受けた者とみなす。

2 施行日前に旧法第三十八条の三第一項第一号の規定により労働大臣が指定した区域又は同項第三号の規定により労働大臣が指定した適用事業は、それぞれ第四十三条第一項第一号の規定により労働大臣が指定した区域又は同項第三号の規定により労働大臣が指定した適用事業とみなす。

3 施行日前に旧法第三十八条の五第二項ただし書の認可を受けた者は、施行日に第四十三条第二項の認可を受けた者とみなす。

4 施行日前に旧法第三十八条の三第二項又は第三十八条の四第二項の規定により交付された日雇労働被保険者手帳は、第四十四条の規定により交付された日雇労働被保険者手帳とみなす。

第十三条 旧法の規定による日雇労働被保険者であつた者についての施行日前の日に係る旧法の規定による失業保険金の支給については、なお従前の例による。

2 昭和五十年五月中の第四十七条第一項に規定する失業している日について支給する日雇労働求職者給付金に関する第四十八条第一号の規定の適用については、同号中「前二月間」とあるのは「昭和五

十年四月」と、「二十四日分」とあるのは「十二日分」とする。

3 旧法第五章の規定により支給を受けた失業保険金（第一項に規定する失業保険金を含む。）は、第五十三条第一項の規定の適用については、この法律の規定により支給を受けた日雇労働者給付金とみなす。

4 施行日前に旧法第三十八条の九の二第一項の申出をした者は、第五十三条第一項の申出をした者とみなす。この場合において、その者が第五十四条第一号の規定により日雇労働者給付金の支給を受けることができる日数は、六十日から旧法第三十八条の九の三の規定による失業保険金（第一項に規定する失業保険金を含む。）の支給を受けた日数を差し引いた日数分を限度とする。

5 第五十三条第一項の申出をした者であつて、同項第二号に規定する基礎期間の最後の月（以下この項において「最終月」という。）が次の表の上欄に掲げる月であるものに対して支給する日雇労働者給付金に関する第五十四条第二号イの規定の適用については、同号イ中「基礎期間」とあるのは最終月の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、「七十二日分」とあるのは最終月の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

昭和五十年四月	昭和五十年四月一日から同月三十日までの期間	十二日分
昭和五十年五月	昭和五十年四月一日から同年五月三十一日までの期間	二十四日分

昭和五十年六月	昭和五十年四月一日から同年六月三十日までの期間	三十六日分
昭和五十年七月	昭和五十年四月一日から同年七月三十一日までの期間	四十八日分
昭和五十年八月	昭和五十年四月一日から同年八月三十一日までの期間	六十日分

6 旧法第三十八条の十第一項又は第二項（次項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定によりされた給付に関する処分は、第五十二条第一項又は第三項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた給付に関する処分とみなす。

7 第一項に規定する失業保険については、旧法第三十八条の十の規定は、なおその効力を有する。

8 旧法第三十八条の六の規定に該当する者又は旧法第三十八条の九の二第一項の申出をした者が死亡したために旧法第三十八条の九第三項の失業の認定を受けることができなかった場合におけるその者の配偶者その他同条第四項に規定するその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に対する旧法の規定による失業保険金の支給については、なお従前の例による。

（雇用改善事業等に関する経過措置）

第十四条 旧被保険者であつた者は、第四章の規定の適用については

、新被保険者であつた者とみなす。

(国庫負担に関する経過措置)

第十五条 附則第九条第一項及び第二項の規定により従前の例によることとされる旧保険給付等(就職支度金及び移転費を除く。以下この項において同じ。)は、第六十六条第一項及び第二項並びに第六十七条の規定の適用については、第六十六条第一項第一号に規定する求職者給付とみなす。この場合において、旧法第二十条の四第一項の措置に基づき支給された旧保険給付等は、第二十五条第一項の措置に基づき支給された求職者給付とみなす。

2 附則第十三条第一項又は第八項の規定により従前の例によることとされる旧法の規定による失業保険金は、第六十六条第一項又は第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に規定する日雇労働求職者給付金とみなす。

3 次条の規定により徴収した旧法の規定による特別保険料がある会計年度については、第六十六条第二項中「一般保険料の額」とあるのは、「一般保険料の額と附則第十六条の規定により徴収した旧失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の規定による特別保険料の額との合計額」とする。

(旧法の規定による特別保険料に関する経過措置)

第十六条 施行日前に納付しななければならないこととされていた旧法の規定による特別保険料及び当該特別保険料に係る徴収金については、なお従前の例による。

(不服申立てに関する経過措置)

第十七条 旧法の規定(これらの規定の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合を含む。)(による処分であつて、旧法第四十条第一項に規定するものに対する不服申立て及び当該処分取消しの訴えについては、旧法第七章の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「失業保険審査官」とあるのは、「雇用保険審査官」とする。

2 旧法第十条(附則第四条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)(の規定による確認に関する処分は、第七十条の規定の適用については、第九条の規定による確認に関する処分とみなす。

(不利益取扱いの禁止に関する経過措置)

第十八条 旧法第九条(附則第四条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)(の規定による確認の請求をしたことを理由とする労働者に対する解雇その他不利益な取扱いの禁止については、なお従前の例による。

(失業保険金等に係る時効等に関する経過措置)

第十九条 旧法の規定による保険給付に係る時効、受給権の譲渡及び差押えの禁止、公課の禁止並びに戸籍事項の無料証明については、なお従前の例による。

2 失業保険に関する書類に係る印紙税の非課税については、なお従前の例による。

(報告等に関する経過措置)

第二十条 旧法の規定(これらの規定の例によることとされる場合を含む。)に係る失業保険の施行に関し必要な旧法第四十九条から第五十一条までにおいて規定する事項については、なお従前の例による。

(失業保険法の規定による福祉施設に関する暫定措置)

第二十一条 政府は、昭和五十一年一月一日から施行日の前日までの間において、必要があるときは、失業保険法第二十七条の二第一項の規定による福祉施設として、事業主に対して、景気の変動、国際経済事情の急激な変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合における失業を予防するために必要な助成及び援助を行うことができる。

(任意加入に係る高年齢継続被保険者に関する暫定措置)

(任意加入に係る高年齢継続被保険者に関する暫定措置)

第六条 (略)

第二十二条 (略)

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされた事項に関する施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特別給付)

第七条 職業に就いた受給資格者であつて、第五十六条の二第一項第一号に該当するものが、受給資格者が職業に就くことを促進するために支給される金銭であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「特別給付」という。)()の支給を受けることができる場合には、政令で定める日までの間、同一の就職については、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、就業促進手当は、支給しない。

2 特別給付の支給を受けることができる前項の受給資格者であつて、特別給付の支給を受け、又は受けようとしたものについては、第五十六条の二第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当の支給を受け、又は受けようとしたものとみなして第三十四条、第五十六条の二第二項、第四項及び第五項、第五十七条、第六十条並びに第六十一条の二第四項の規定を適用する。この場合において、第五十六条の二第二項中、「就業促進手当(前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。)()とあるのは、「就業促進手当(前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。)()又は前項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付」と、同条第四項中、「第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当」とあるのは、「第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付」と、「当該就業促進手当」とあるのは、「当該特別給付」と、同条第五項中、「第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当」とあるのは、「第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当」とあるのは、「第一項第一号ロに該当

する者に係る就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該特別給付」と、「相当する日数分」とあるのは「相当する日数に厚生労働省令で定める数を乗じて得た日数分」と、第五十七条第一項中「特定就業促進手当受給者」とあるのは「特定特別給付受給者」と、同項第一号中「就業促進手当（前条第一項第一号口に該当する者に係るものに限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「前条第一項第一号口に該当する者に係る就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付」と、「当該就業促進手当」とあるのは「特定特別給付受給者」と、「就業促進手当の支給」とあるのは「前条第一項第一号口に該当する者に係る就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付の支給」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該特別給付」と、第六十一条の二第四項中「就業促進手当（第五十六条の二第一項第一号口に該当する者に係るものに限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「就業促進手当（第五十六条の二第一項第一号口に該当する者に係るものに限る。以下この項において同じ。）」又は就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付（以下この項において「特別給付」という。）」と、「就業促進手当」とあるのは「就業促進手当又は特別給付の」とする。

改正案	現行
<p>（一般保険料に係る保険料率）</p> <p>第十二条（第一項から第三項まで 略）</p> <p>4 雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十一・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十二・五とする。</p> <p>（第一号から第五号まで 略）</p> <p>5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を千分の十七・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十九・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の二十・五から千分の二十四・五まで）の範囲内に</p>	<p>（一般保険料に係る保険料率）</p> <p>第十二条（第一項から第三項まで 略）</p> <p>4 雇用保険率は、千分の十五・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の十七・五とし、第三号に掲げる事業については千分の十八・五とする。</p> <p>（第一号から第五号まで 略）</p> <p>5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を千分の十三・五から千分の十七・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の十九・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十・五まで）の範囲内において</p>

において変更することができる。

(第六項及び第七項 略)

8 前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十一まで」と、「千分の十九・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十九から千分の二十三まで」と、「千分の二十・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の二十から千分の二十四まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

(印紙保険料の額)

第二十二條 (第一項及び第二項 略)

3 前項の場合において、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額の変更前と変更後における第三十條第一項及び第三項の規定による労働保険料の負担額が均衡するように、厚生労働省令で定める基準により算定した額に変更するものとする。

(第四項から第六項まで 略)

(労働保険料の負担)

第三十條 次の各号に掲げる雇用保険法第四條第一項に規定する被保険者(以下この条及び次条において「被保険者」という。)は、当該各号に掲げる額を負担するものとする。

(第一号及び第二号 略)

変更することができる。

(第六項及び第七項 略)

8 前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十三・五から千分の十七・五まで」とあるのは「千分の十三から千分の十七まで」と、「千分の十五・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の十九まで」と、「千分の十六・五から千分の二十・五まで」とあるのは「千分の十六から千分の二十まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

(印紙保険料の額)

第二十二條 (第一項及び第二項 略)

3 前項の場合において、第一級保険料日額、第二級保険料日額及び第三級保険料日額は、日雇労働被保険者一人につき、これらの保険料日額の変更前と変更後における第三十條第三項及び第四項の規定による労働保険料の負担額が均衡するように、厚生労働省令で定める基準により算定した額に変更するものとする。

(第四項から第六項まで 略)

(労働保険料の負担)

第三十條 次の各号に掲げる雇用保険法第四條第一項に規定する被保険者(以下この条及び次条において「被保険者」という。)は、当該各号に掲げる額を負担するのを原則とする。

(第一号及び第二号 略)

(第二項 略)

- 3 日雇労働被保険者は、第一項の規定によるその者の負担すべき額のほか、印紙保険料の額の二分の一の額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を負担するものとする。
- 4 事業主は、当該事業に係る労働保険料の額のうち当該労働保険料の額から第一項及び前項の規定による被保険者の負担すべき額を控除した額を負担するものとする。

(賃金からの控除)

- 第三十一条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項又は第三項の規定による被保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保険者に支払う賃金から控除することができる。この場合において、事業主は、労働保険料控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該被保険者に知らせなければならない。

- 2 第八条第一項又は第二項の規定により事業主とされる元請負人は、前条第一項の規定によるその使用する労働者以外の被保険者の負担すべき額に相当する額の賃金からの控除を、当該被保険者を使用する下請負人に委託することができる。

(第三項 略)

(労働保険事務組合の責任等)

第三十五条 (第一項及び第二項 略)

(第二項 略)

- 3 被保険者の負担すべき一般保険料の額は、厚生労働大臣が労働政策審議会の意見を聴いて定める一般保険料額表によつて計算する。
- 4 日雇労働被保険者は、前項の規定によるその者の負担すべき額のほか、印紙保険料の額の二分の一の額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を負担するものとする。
- 5 事業主は、当該事業に係る労働保険料の額のうち当該労働保険料の額から前二項の規定による被保険者の負担すべき額を控除した額を負担するものとする。

(賃金からの控除)

- 第三十一条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第三項又は第四項の規定による被保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保険者に支払う賃金から控除することができる。この場合において、事業主は、労働保険料控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該被保険者に知らせなければならない。

- 2 第八条第一項又は第二項の規定により事業主とされる元請負人は、前条第三項の規定によるその使用する労働者以外の被保険者の負担すべき額に相当する額の賃金からの控除を、当該被保険者を使用する下請負人に委託することができる。

(第三項 略)

(労働保険事務組合の責任等)

第三十五条 (第一項及び第二項 略)

3 政府は、前二項の規定により労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保険事務組合に対して第二十六条第三項（労働保険法第十二条の三第三項及び第三十一条第四項並びに雇用保険法第十条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

4 労働保険事務組合は、労働保険法第十二条の三第二項の規定及び雇用保険法第十条の四第二項の規定の適用については、事業主とみなす。

附則

（雇用保険に係る保険関係の成立に関する暫定措置）

第二条 雇用保険法附則第二条第一項の任意適用事業（以下この条及び次条において「雇用保険暫定任意適用事業」という。）の事業主については、その者が雇用保険の加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日に、その事業につき第四条に規定する雇用保険に係る保険関係が成立する。

（第二項から第四項まで 略）

（任意加入に係る高年齢継続被保険者の保険料）

第八条 雇用保険法附則第六条第一項の高年齢継続被保険者に関しては、第十一条の二中「高年齢労働者に支払う」とあるのは、「高年齢労働者（雇用保険法附則第六条第一項の高年齢継続被保険者であ

3 政府は、前二項の規定により労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保険事務組合に対して第二十六条第三項（労働保険法第十二条の三第三項及び第三十一条第四項並びに雇用保険法第十条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

4 労働保険事務組合は、労働保険法第十二条の三第二項の規定及び雇用保険法第十条の三第二項の規定の適用については、事業主とみなす。

附則

（雇用保険に係る保険関係の成立に関する暫定措置）

第二条 雇用保険法附則第三条第一項の任意適用事業（以下この条及び次条において「雇用保険暫定任意適用事業」という。）の事業主については、その者が雇用保険の加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日に、その事業につき第四条に規定する雇用保険に係る保険関係が成立する。

（第二項から第四項まで 略）

第八条 削除

（任意加入に係る高年齢継続被保険者の保険料）

第九条 雇用保険法附則第二十二条第一項の高年齢継続被保険者に関しては、第十一条の二中「高年齢労働者に支払う」とあるのは、「高年齢労働者（雇用保険法附則第二十二条第一項の高年齢継続被保

る者を除く。)に支払う」とする。

(雇用保険率に関する暫定措置)

第九条 平成十七年三月三十一日までの間における第十二条第四項、第五項及び第八項の規定の適用については、同条第四項中「千分の十九・五」とあるのは「千分の十七・五」と、「千分の二十一・五」とあるのは「千分の十九・五」と、「千分の二十二・五」とあるのは「千分の二十・五」とし、同条第五項中「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十五・五から千分の十九・五まで」と、「千分の二十一・五まで」と、「千分の十九・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」とし、同条第八項中「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十五・五から千分の十九・五まで」と、「千分の十七から千分の二十一まで」とあるのは「千分の十五から千分の十九まで」と、「千分の十九・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」と、「千分の二十一・五まで」と、「千分の十九から千分の二十三まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十一まで」と、「千分の二十・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の十八・五から千分の二十二・五まで」と、「千分の二十から千分の二十四まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十二まで」とする。

険者である者を除く。)に支払う」とする。

改正案	現行
<p>第一条 船員保険ニ於テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ疾病、負傷、分娩、死亡、失業、職業ニ関スル教育訓練ノ受講、雇用ノ継続ガ困難ト為ル事由ノ発生、職務上ノ事由若ハ通勤ニ因ル障害又ハ職務上ノ事由ニ因ル行方不明ニ関シ保険給付ヲ為シ併セテ被保険者ノ被扶養者ノ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ関シ保険給付ヲ為スモノトス</p> <p>・ (略)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者タリシ者ヲ使用セントスル船舶所有者若ハ事業主又ハ被保険者タリシ者ニ対シ職業ノ紹介若ハ職業ノ指導ヲ為ス職業紹介事業者等（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第三十四条第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ船員職業紹介事業ヲ為ス者若ハ職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項ニ規定スル職業紹介事業者又ハ業トシテ船員職業安定法第六条第三項ニ規定スル職業指導（船員ノ職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）若ハ職業安定法第四条第四項ニ規定スル職業指導（職業ニ就カントスル者ノ適性、職業ノ経験其ノ他ノ実情ニ応ジテ為スモノニ限ル）ヲ為ス者（地方運輸局ノ長（運輸監理部ノ長ヲ含ム第三十三条ノ八ノ二ニ於テ之ニ同ジ）、船員雇用促進センター</p>	<p>第一条 船員保険ニ於テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ疾病、負傷、分娩、死亡、失業、職業ニ関スル教育訓練ノ受講、雇用ノ継続ガ困難ト為ル事由ノ発生、職務上ノ事由若ハ通勤ニ因ル障害又ハ職務上ノ事由ニ因ル行方不明ニ関シ保険給付ヲ為シ併セテ被保険者ノ被扶養者ノ疾病、負傷、分娩、死亡又ハ死亡ニ関シ保険給付ヲ為スモノトス</p> <p>・ (略)</p> <p>第九条 (略)</p>

(船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第七条第二項ニ規定スル船員雇用促進センターヲ謂フ以下之(二同ジ)及公共職業安定所其ノ他ノ職業安定機関ヲ除ク)ヲ謂フ以下之(二同ジ)ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル報告ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシムルコトヲ得

(略)

第二十五条ノ三 (略)

前項ノ場合ニ於テ船舶所有者、事業主若ハ職業紹介事業者等ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関(健康保険法第六十三条第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之(二同ジ)若ハ特定承認保険医療機関(同法第八十六条第一項第一号ニ規定スル特定承認保険医療機関ヲ謂フ以下之(二同ジ)ニ於テ診療ニ従事スル保険医(同法第六十四条ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之(二同ジ)若ハ同法第八十八条第一項ニ規定スル主治ノ医師ガ政府ニ提出セラレベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者、事業主、職業紹介事業者等、保険医又ハ主治ノ医師ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

(略)

第三十三条ノ二 (略)

求職者等給付ハ左ニ掲グルモノトス

一、三 (略)

四 就業促進手当

(略)

第二十五条ノ三 (略)

前項ノ場合ニ於テ船舶所有者ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関(健康保険法第六十三条第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之(二同ジ)若ハ特定承認保険医療機関(同法第八十六条第一項第一号ニ規定スル特定承認保険医療機関ヲ謂フ以下之(二同ジ)ニ於テ診療ニ従事スル保険医(同法第六十四条ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之(二同ジ)若ハ同法第八十八条第一項ニ規定スル主治ノ医師ガ政府ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者、保険医又ハ主治ノ医師ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

(略)

第三十三条ノ二 (略)

求職者等給付ハ左ニ掲グルモノトス

一、三 (略)

四 再就職手当

五・六（略）

・（略）

第三十三条ノ二ノ二 求職者等給付（就業促進手当ヲ除ク）ノ支給ヲ受クル者ハ必要ニ応ジ職業ノ能力ノ開發及向上ヲ図リツツ誠実且熱心ニ求職活動ヲ行フコトニ依リ職業ニ就カントセント努ムベシ

第三十三条ノ二ノ三（略）

第三十三条ノ四 前条ノ規定ニ該当スル者ガ失業保険金ノ支給ヲ受クルニハ其ノ居住地ヲ管轄スル地方運輸局（運輸監理部並厚生労働大臣ガ国土交通大臣ニ協議シテ指定スル運輸支局及地方運輸局、運輸監理部又ハ運輸支局ノ事務所ヲ含ム第三十三条ノ八ノ二ヲ除キ以下同ジ）又ハ公共職業安定所（当該地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指定スル場合ヲ含ム以下同ジ）ニ出頭シ求職ノ申込ヲ為シタル上失業ノ認定ヲ受クルコトヲ要ス

（略）

第三十三条ノ八ノ二 失業ノ認定ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ認定ヲ受ケントスル者ガ求人者ニ面接シタルコト、地方運輸局ノ長、船員雇用促進センター、公共職業安定所其ノ他ノ職業安定機関若ハ職業紹介事業者等ヨリ職業ヲ紹介サレ又ハ職業ノ指導ヲ受ケタルコト其ノ他求職活動ヲ行ヒタルコトヲ確認シタル上之ヲ行フモノトス

五・六（略）

・（略）

第三十三条ノ二ノ二（略）

第三十三条ノ四 前条ノ規定ニ該当スル者ガ失業保険金ノ支給ヲ受クルニハ其ノ居住地ヲ管轄スル地方運輸局（運輸監理部並厚生労働大臣ガ国土交通大臣ニ協議シテ指定スル運輸支局及地方運輸局、運輸監理部又ハ運輸支局ノ事務所ヲ含ム以下同ジ）又ハ公共職業安定所（当該地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指定スル場合ヲ含ム以下同ジ）ニ出頭シ求職ノ申込ヲ為シタル上失業ノ認定ヲ受クルコトヲ要ス

（略）

第三十三条ノ八ノ三 (略)

第三十三条ノ十二 失業保険金ヲ支給スベキ日数(以下所定給付日数ト称ス)ハ左ノ各号ニ掲グル其ノ支給ヲ受クベキ者ノ算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数トス

- 一 二十年以上 百五十日
- 二 十年以上二十年未満 百二十日
- 三 一年以上十年未満 九十日
- 四 一年未満 五十日

⋮ (略)

第三十三条ノ十二ノ二 特定受給資格者(前条第三項ニ規定スル算定基礎期間(以下本項ニ於テ算定基礎期間ト称ス)ガ一年(第二号乃至第四号ニ掲グル特定受給資格者ニ付テハ五年)以上ナル者ニ限ル)ニ係ル所定給付日数ハ同条第一項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ニ掲グル其ノ特定受給資格者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数トス

一 (略)

二 基準日ニ於テ三十五歳以上四十五歳未満ナル特定受給資格者次ノイ乃至ハニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ乃至ハニ定ムル日数

- イ 二十年以上 二百七十日
- ロ 十年以上二十年未満 二百四十日
- ハ 五年以上十年未満 百八十日

第三十三条ノ八ノ二 (略)

第三十三条ノ十二 失業保険金ヲ支給スベキ日数(以下所定給付日数ト称ス)ハ左ノ各号ニ掲グル其ノ支給ヲ受クベキ者ノ算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数トス

- 一 二十年以上 百八十日
- 二 十年以上二十年未満 百五十日
- 三 五年以上十年未満 百二十日
- 四 一年以上五年未満 九十日
- 五 一年未満 五十日

⋮ (略)

第三十三条ノ十二ノ二 特定受給資格者(前条第三項ニ規定スル算定基礎期間(以下本項ニ於テ算定基礎期間ト称ス)ガ一年(第二号ニ掲グル特定受給資格者ニ付テハ五年トシ第三号ニ掲グル特定受給資格者ニ付テハ十年トス)以上ナル者ニ限ル)ニ係ル所定給付日数ハ同条第一項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ニ掲グル其ノ特定受給資格者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数トス

一 (略)

三 基準日ニ於テ三十歳以上三十五歳未満ナル特定受給資格者 次
ノイ乃至八ニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ乃至八ニ定
ムル日数

イ〜ハ (略)

四 基準日ニ於テ三十歳未満ナル特定受給資格者 次ノイ又ハ口ニ
掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ又ハ口ニ定ムル日数

イ 十年以上 百八十日

ロ 五年以上十年未満 百二十日

前項ノ特定受給資格者トハ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者(前条第
二項ニ規定スル者ヲ除ク)ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノヲ謂
フ

一 当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ガ其ノ者ヲ使
用シタル船舶所有者ノ事業ニ付発生シタル倒産(破産、再生手続
開始、更生手続開始、整理開始又ハ特別清算開始ノ申立其ノ他厚
生労働省令ヲ以テ定ムル事由ニ該当スル事態ヲ謂フ)第三十三条ノ
十五ノ三第二項第一号ニ於テ之ニ同ジ)又ハ当該船舶所有者ノ事
業ノ縮小若ハ廃止ニ伴フモノナル者トシテ厚生労働省令ヲ以テ定
ムルモノ

二 前号ニ定ムルモノノ外解雇(自己ノ責ニ歸スベキ重大ナル事由
ニ因ルモノヲ除ク)第三十三条ノ十五ノ三第二項第二号ニ於テ之ニ
同ジ)其ノ他ノ厚生労働省令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ離職シタル
者

第三十三条ノ十三 (略)

前項ノ規定ニ依ル職業ノ補導ヲ受クル者(其ノ者ガ当該職業ノ補導

二 基準日ニ於テ三十歳以上四十五歳未満ナル特定受給資格者 次
ノイ乃至八ニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ乃至八ニ定
ムル日数

イ〜ハ (略)

三 基準日ニ於テ三十歳未満ナル特定受給資格者 百八十日

前項ノ特定受給資格者ハ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者(前条第二
項ニ規定スル者ヲ除ク)ニシテ左ノ各号ノ何レカニ該当スルモノト
ス

一 当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ガ其ノ者ヲ使
用シタル船舶所有者ノ事業ニ付発生シタル倒産(破産、再生手続
開始、更生手続開始、整理開始又ハ特別清算開始ノ申立其ノ他厚
生労働省令ヲ以テ定ムル事由ニ該当スル事態ヲ謂フ)又ハ当該船
舶所有者ノ事業ノ縮小若ハ廃止ニ伴フモノナル者トシテ厚生労働
省令ヲ以テ定ムルモノ

二 前号ニ定ムルモノノ外解雇(自己ノ責ニ歸スベキ重大ナル事由
ニ因ルモノヲ除ク)其ノ他ノ厚生労働省令ヲ以テ定ムル事由ニ因
リ離職シタル者

第三十三条ノ十三 (略)

前項ノ規定ニ依ル職業ノ補導ヲ受クル者(其ノ者ガ当該職業ノ補導

ヲ受ケ終ル日ニ於ケル失業保険金ノ支給残日数（当該職業ノ補導ヲ受ケ終ル日ノ翌日ヨリ第四項ノ規定ノ適用非ザルモノトシタル場合ニ於ケル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ノ最後ノ日迄ノ間ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ日数ヲ謂フ以下本項及第四項ニ於テ之ニ同ジ）ガ政令ヲ以テ定ムル日数ニ満たザルモノニ限ル）ニシテ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ当該職業ノ補導ヲ受ケ終リタルモ就職ガ相当程度ニ困難ナル者ト認メタルモノニ付テハ同項ニ規定スル期間内ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ其ノ者ニ失業保険金ヲ支給スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ前段ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日数ヨリ支給残日数ヲ差引キタル日数ヲ限度トス

・（略）

第三十三條ノ十三ノ三 全国延長給付ヲ受クル者ニ付テハ当該全国延長給付ガ終リタル後ニ非ザレバ職業補導延長給付（第三十三條ノ十三第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ謂フ以下本條及第三十三條ノ十五ノ三第四項ニ於テ之ニ同ジ）ハ之ヲ為サズ

・（略）

第三十三條ノ十五ノ二 就業促進手当ハ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノノ中其ノ職業ニ就キタル日ノ前日ニ於ケル失業保険金ノ支給残日数（当該職業ニ就クコトナカリセバ同日ノ翌日ヨリ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三條ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間（次條第一項ノ規定ニ該当スル者ニ付テハ同項ノ規定ニ依ル期間以下本條ニ於テ之ニ同

ヲ受ケ終ル日ニ於ケル失業保険金ノ支給残日数（当該職業ノ補導ヲ受ケ終ル日ノ翌日ヨリ第四項ノ規定ノ適用非ザルモノトシタル場合ニ於ケル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ノ最後ノ日迄ノ間ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ日数ヲ謂フ以下本項及第四項ニ於テ之ニ同ジ）ガ政令ヲ以テ定ムル日数ニ満たザルモノニ限ル）ニシテ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ当該職業ノ補導ヲ受ケ終リタルモ就職困難ナル者ト認メタルモノニ付テハ同項ニ規定スル期間内ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ其ノ者ニ失業保険金ヲ支給スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ前段ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日数ヨリ支給残日数ヲ差引キタル日数ヲ限度トス

・（略）

第三十三條ノ十三ノ三 全国延長給付ヲ受クル者ニ付テハ当該全国延長給付ガ終リタル後ニ非ザレバ職業補導延長給付（第三十三條ノ十三第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ謂フ以下本條ニ於テ之ニ同ジ）ハ之ヲ為サズ

・（略）

第三十三條ノ十五ノ二 失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者が安定シタル職業ニ就キタル場合ニ於テ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル基準ニ従ヒ必要アリト認ムルトキハ其ノ者ニ対シ再就職手当ヲ支給ス但シ当該職業ニ就キタル日ノ前日ニ於ケル失業保険金ノ支給残日数（当該職業ニ就クコトナカリセバ同日ノ翌日ヨリ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三

ジ)ノ最後ノ日迄ノ間ニ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルコトトナル日数ヲ謂フ以下本条及次条ニ於テ之ニ同ジ)ガ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ基ク所定給付日数ノ三分ノ一以上ニシテ且四十五日(第三十三条ノ十二第三項ニ規定スル算定基礎期間ガ一年未滿ナル者ニ在リテハ二十五日)以上ナル者ニ對シテ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル基準ニ從ヒ必要アリト認ムルトキニ之ヲ支給ス

一 職業ニ就キタル者ニシテ次号ニ該當セザルモノナルコト

二 厚生労働省令ヲ以テ定ムル安定シタル職業ニ就キタル者ナルコト

失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ前項第二号ニ規定スル安定シタル職業ニ就キタル日前厚生労働省令ヲ以テ定ムル期間内ノ就職ニ付就業促進手当(同号ニ該當スル者ニ係ルモノニ限ル以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ノ支給ヲ受ケタルコトアルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ就業促進手当ハ之ヲ支給セス

就業促進手当ノ額ハ左ノ各号ニ掲グル者ノ区分ニ応ジ當該各号ニ定ムル額トス

一 第一項第一号ニ該當スル者 現ニ職業ニ就ケル日(當該職業ニ就クコトナカリセバ同日ヨリ當該就業促進手当ニ係ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間ノ最後ノ日迄ノ間ニ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルコトトナル日ガ在ルトキニ限ル)ニ付第三十三条ノ九第三項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ日額(其ノ額ガ雇用保険法第五十六条ノ二第三項第一号ニ規定スル基本手当日額トノ均衡ヲ考慮シテ厚生労働大臣ノ定ムル上限額ヲ超ユルトキハ當該上限額以下本条

条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間ノ最後ノ日迄ノ間ニ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルコトトナル日数ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ガ當該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ基ク所定給付日数ノ三分ノ一未滿ナル者及所定給付日数ノ三分ノ一以上ニシテ且二十五日未滿ナル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ安定シタル職業ニ就キタル日前厚生労働省令ヲ以テ定ムル期間内ノ就職ニ付再就職手当ノ支給ヲ受ケタルコトアルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ再就職手当ハ之ヲ支給セス再就職手当ノ額ハ支給残日数ニ応ジ失業保険金ノ日額二十五ヲ乘ジテ得タル額以上當該日額二百二十ヲ乘ジテ得タル額以下ノ範圍内ニ於テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル額トス

ニ於テ失業保険金日額ト称ス）二十分ノ三ヲ乘ジテ得タル額（其ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス）

二 第一項第二号ニ該当スル者 失業保険金日額ニ支給残日数ニ相当スル日数（其ノ日数が四十五日ニ満たザルトキハ四十五日）二十分ノ三ヲ乘ジテ得タル数ヲ乘ジテ得タル額（其ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス）

第一項第一号ニ該当スル者ニ係ル就業促進手当ノ支給アリタルトキハ本節ノ規定ノ適用ニ付テハ当該就業促進手当ノ支給アリタル日数ニ相当スル日数分ノ失業保険金ノ支給アリタルモノト看做ス

第一項第二号ニ該当スル者ニ係ル就業促進手当ノ支給アリタルトキハ本節ノ規定ノ適用ニ付テハ当該就業促進手当ノ額ヲ失業保険金日額ヲ以テ除シテ得タル日数ニ相当スル日数分ノ失業保険金ノ支給アリタルモノト看做ス

第三十三条ノ十五ノ三 特定就業促進手当受給者ニ付第一号ニ掲グル期間ガ第二号ニ掲グル期間ヲ超ユルトキハ当該特定就業促進手当受給者ノ失業保険金ヲ受クベキ期間ハ第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ此等ノ規定ニ依ル期間ニ当該超ユル期間ヲ加ヘタル期間トス

一 就業促進手当（前条第一項第二号ニ該当スル者ニ係ルモノニ限ル以下本条ニ於テ之ニ同ジ）ニ係ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日ノ翌日ヨリ再離職（当該就業促進手当ノ支給ヲ受ケタル後ノ最初ノ離職（雇用保険法第四条第二項ニ規定スル

再就職手当ノ支給アリタルトキハ本節ノ規定ノ適用ニ付テハ当該再就職手当ノ額ヲ第三十三条ノ九第三項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ日額ヲ以テ除シテ得タル数ニ相当スル日数分ノ失業保険金ノ支給アリタルモノト看做ス

離職ヲ含ミ新ニ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ取得シタル場合ニ於ケル当該資格ニ係ル離職ヲ除ク）ヲ謂フ次項ニ於テ之ニ同ジ）ノ日迄ノ期間ニ次ノイ及ロニ掲グル日数ヲ加ヘタル期間

イ 二十日以下ノ範囲内ニ於テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル日数

ロ 当該就業促進手当ニ係ル職業ニ就キタル日ノ前日ニ於ケル支給日数ヨリ前条第五項ノ規定ニ依リ失業保険金ノ支給アリタルモノト看做サレタル日数ヲ差引キタル日数

二 当該職業ニ就クコトナカリシモノトシタル場合ニ於ケル当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間

前項ノ特定就業促進手当受給者トハ就業促進手当ノ支給ヲ受ケタル者ニシテ再離職ノ日ガ当該就業促進手当ニ係ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間内ニ在リ且左ノ各号ノ一ニ該当スルモノヲ謂フ

一 再離職ガ其ノ者ヲ使用シタル船舶所有者若ハ事業主ノ事業ニ付発生シタル倒産又ハ当該船舶所有者若ハ事業主ノ事業ノ縮小若ハ廃止ニ伴フモノナル者トシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムルモノ

二 前号ニ定ムルモノノ外解雇其ノ他ノ厚生労働省令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ離職シタル者

第一項ノ規定ニ該当スル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニ付テハ第三十三条ノ十三第一項中「第三十三条ノ十第一項及第二項」トアルハ「第三十三条ノ十五ノ三第一項」トス

第一項ノ規定ニ該当スル者ガ全国延長給付又ハ職業補導延長給付ヲ受クル場合ノ其ノ者ノ失業保険金ヲ受クベキ期間ノ調整ニ関シ必要ナル事項ハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條ノ十六 第三十三條ノ三ノ規定ニ該当スル者ガ地方運輸局
又ハ公共職業安定所ニ出頭シ求職ノ申込ヲ為シタル後ニ於テ疾病又
ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル期間ガ繼續シテ十五日以上ト為
リタル場合ニ於テハ政府ハ第三十三條ノ十第一項及第二項ノ規定ニ
依ル期間（第三十三條ノ十五ノ三第一項ノ規定ニ該当スル者ニ付テ
ハ同項ノ規定ニ依ル期間トシ第五十二條ノ三第三項ノ規定ニ該当ス
ル者ニ付テハ同項ノ規定ニ依ル期間トス以下之ニ同ジ）内其ノ職業
ニ就クコトヲ得ザル日ニ付傷病給付金トシテ失業保険金ノ額ニ相当
スル金額ヲ支給スルコトヲ得

（略）

第三十三條ノ八ノ三ノ規定ハ第三十三條ノ三ノ規定ニ該当スル者ガ
死亡シタルニ因リ第二項ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザリシ場合ニ付第
三十三條ノ十一ノ規定ハ傷病給付金ニ付之ヲ準用ス

第三十三條ノ十六ノ二（略）

（略）

第三十三條ノ八ノ三及第三十三條ノ十一本文ノ規定ハ高齡求職者給
付金ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ此等ノ規定中「失業保険金」ト
アルハ「高齡求職者給付金」トス

第三十三條ノ十六ノ三 高齡求職者給付金ノ額ハ高齡求職者給付金ノ
支給ヲ受クベキ者ガ失業保険金ノ支給ヲ受クベキモノナリセバ受ク
ルコトトナル失業保険金ノ日額二次ノ各号ニ掲グル高齡求職者給付
金ノ支給ヲ受クベキ者ニ係ル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ當該各号ニ

第三十三條ノ十六 第三十三條ノ三ノ規定ニ該当スル者ガ地方運輸局
又ハ公共職業安定所ニ出頭シ求職ノ申込ヲ為シタル後ニ於テ疾病又
ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル期間ガ繼續シテ十五日以上ト為
リタル場合ニ於テハ政府ハ第三十三條ノ十第一項及第二項ノ規定ニ
依ル期間内其ノ職業ニ就クコトヲ得ザル日ニ付傷病給付金トシテ失業
保険金ノ額ニ相当スル金額ヲ支給スルコトヲ得

（略）

第三十三條ノ八ノ二ノ規定ハ第三十三條ノ三ノ規定ニ該当スル者ガ
死亡シタルニ因リ第二項ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザリシ場合ニ付第
三十三條ノ十一ノ規定ハ傷病給付金ニ付之ヲ準用ス

第三十三條ノ十六ノ二（略）

（略）

第三十三條ノ八ノ二及第三十三條ノ十一本文ノ規定ハ高齡求職者給
付金ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ此等ノ規定中「失業保険金」ト
アルハ「高齡求職者給付金」トス

第三十三條ノ十六ノ三 高齡求職者給付金ノ額ハ高齡求職者給付金ノ
支給ヲ受クベキ者ガ失業保険金ノ支給ヲ受クベキモノナリセバ受ク
ルコトトナル失業保険金ノ日額二次ノ各号ニ掲グル高齡求職者給付
金ノ支給ヲ受クベキ者ニ係ル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ當該各号ニ

定ムル日数（前条第二項ノ認定アリタル日ヨリ同項ニ規定スル期間ノ最後ノ日迄ノ日数ガ当該各号ニ定ムル日数ニ滿タザル場合ニハ当該認定アリタル日ヨリ当該最後ノ日迄ノ日数ニ相当スル日数）ヲ乗ジテ得タル額トス

- 一 一年以上 五十日
- 二 一年未滿 三十日

・ (略)

第三十三条ノ十六ノ四 教育訓練給付金ハ左ノ各号ノ一二該当スル者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ雇用ノ安定及就職ノ促進ヲ図ル為必要ナル職業ニ関スル教育訓練トシテ社会保険庁長官ノ指定スル教育訓練ヲ受ケ当該教育訓練ヲ修了シタル場合ニ於テ支給要件期間ガ三年以上ナルトキニ之ヲ支給ス

- 一・二 (略)

・ (略)

教育訓練給付金ノ額ハ第一項各号ニ掲グル者方同項ニ規定スル教育訓練ノ受講ノ為支払ヒタル費用（厚生労働省令ヲ以テ定ムル範囲内ノモノニ限ル）ノ額ニ百分ノ二十乃至百分ノ四十ノ範囲内ニ於テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該厚生労働省令ヲ以テ定ムル額トス

(略)

第三十四条 高齢雇用継続基本給付金ハ被保険者（第三十三条ノ第三

定ムル日数（前条第二項ノ認定アリタル日ヨリ同項ニ規定スル期間ノ最後ノ日迄ノ日数ガ当該各号ニ定ムル日数ニ滿タザル場合ニハ当該認定アリタル日ヨリ当該最後ノ日迄ノ日数ニ相当スル日数）ヲ乗ジテ得タル額トス

- 一 五年以上 六十日
- 二 一年以上五年未滿 五十日
- 三 一年未滿 三十日

・ (略)

第三十三条ノ十六ノ四 教育訓練給付金ハ左ノ各号ノ一二該当スル者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ雇用ノ安定及就職ノ促進ヲ図ル為必要ナル職業ニ関スル教育訓練トシテ社会保険庁長官ノ指定スル教育訓練ヲ受ケ当該教育訓練ヲ修了シタル場合ニ於テ支給要件期間ガ五年以上ナルトキニ之ヲ支給ス

- 一・二 (略)

・ (略)

教育訓練給付金ノ額ハ第一項各号ニ掲グル者方同項ニ規定スル教育訓練ノ受講ノ為支払ヒタル費用（厚生労働省令ヲ以テ定ムル範囲内ノモノニ限ル）ノ額ニ百分ノ八十ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該厚生労働省令ヲ以テ定ムル額トス

(略)

第三十四条 高齢雇用継続基本給付金ハ被保険者（第三十三条ノ第三

二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本節ニ於テ之
二同ジ）ノ支給対象月（当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リ
タルトキ八同号ニ該当セザルニ至リタル日ノ属スル支給対象月以後
ノ支給対象月）ニ於ケル報酬ノ額（以下本条ニ於テ対象月報酬月額
ト称ス）ガ当該被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、当該
被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日（当該被保険者ガ第一号ニ該当セ
ザルニ至リタルトキ八同号ニ該当セザルニ至リタル日）ヲ離職ノ日
ト看做シテ第三十三条ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セ
ラルルコトトナル給付基礎日額ニ相当スル額（以下本条ニ於テ看做
給付基礎日額ト称ス）ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ七十五ニ相
当スル額ヲ下ルニ至リタル場合ニ当該支給対象月ニ付之ヲ支給ス但
シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一・二（略）

）（略）

高齢雇用継続基本給付金ノ額八一支給対象月ニ付左ノ各号ニ掲グル
区分ニ応ジ当該対象月報酬月額ニ当該各号ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タ
ル額トス但シ其ノ額ニ当該対象月報酬月額ヲ加ヘテ得タル額ガ支給
限度額ヲ超ユルトキ八支給限度額ヨリ当該対象月報酬月額ヲ減ジテ
得タル額トス

一 当該対象月報酬月額ガ看做給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル
額ノ百分ノ六十一ニ相当スル額未滿ナルトキ 百分ノ十五

二 前号ニ該当セザルトキ 看做給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タ
ル額ニ対スル当該対象月報酬月額ノ割合ガ逓増スル程度ニ応ジ百
分ノ十五ヨリ一定ノ割合ニテ逓減スベク厚生労働省令ヲ以テ定ム
ル率

二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本節ニ於テ之
二同ジ）ノ支給対象月（当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リ
タルトキ八同号ニ該当セザルニ至リタル日ノ属スル支給対象月以後
ノ支給対象月）ニ於ケル報酬ノ額（以下本条ニ於テ対象月報酬月額
ト称ス）ガ当該被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、当該
被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日（当該被保険者ガ第一号ニ該当セ
ザルニ至リタルトキ八同号ニ該当セザルニ至リタル日）ヲ離職ノ日
ト看做シテ第三十三条ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セ
ラルルコトトナル給付基礎日額ニ相当スル額（以下本条ニ於テ看做
給付基礎日額ト称ス）ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十五ニ相
当スル額ヲ下ルニ至リタル場合ニ当該支給対象月ニ付之ヲ支給ス但
シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一・二（略）

）（略）

高齢雇用継続基本給付金ノ額八一支給対象月ニ付左ノ各号ニ掲グル
区分ニ応ジ当該対象月報酬月額ニ当該各号ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タ
ル額トス但シ其ノ額ニ当該対象月報酬月額ヲ加ヘテ得タル額ガ支給
限度額ヲ超ユルトキ八支給限度額ヨリ当該対象月報酬月額ヲ減ジテ
得タル額トス

一 当該対象月報酬月額ガ看做給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル
額ノ百分ノ六十四ニ相当スル額未滿ナルトキ 百分ノ二十五

二 前号ニ該当セザルトキ 看做給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タ
ル額ニ対スル当該対象月報酬月額ノ割合ガ逓増スル程度ニ応ジ百
分ノ二十五ヨリ一定ノ割合ニテ逓減スベク厚生労働省令ヲ以テ定
ムル率

第一項及前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依リ支給対象月ニ於ケル高齡雇用継続基本給付金ノ額トシテ算定セラレタル額ヲ雇用保険法第十七条第四項第一号ニ定ムル額（其ノ額ガ同法第十八条ノ規定ニ依リ変更セラレタルトキハ其ノ変更セラレタル額）トノ均衡ヲ考慮シテ厚生労働大臣ノ定ムル額ノ百分ノ八十二相当スル額ヲ超工ザルトキハ当該支給対象月ニ付テハ高齡雇用継続基本給付金ハ之ヲ支給セズ

第三十五条 高齡再就職給付金ハ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ有スル者（当該資格ニ係ル離職ノ日ニ於ケル第三十三条ノ十二第三項ノ規定ニ依ル算定基礎期間ガ五年以上ニシテ且当該資格ニ基ク失業保険金ノ支給ヲ受ケタルコトアル者ニ限ル）ガ五十五歳ニ達シタル日以後安定シタル職業ニ就キタルコトニ依リ被保険者ト為リタル場合ニ於テ当該被保険者ノ再就職後ノ支給対象月ニ於ケル報酬ノ額（以下本条ニ於テ再就職後ノ対象月報酬月額ト称ス）ガ当該失業保険金ノ日額ノ算定ノ基礎ト為リタル給付基礎日額二三十三ヲ乘ジテ得タル額ノ百分ノ七十五ニ相当スル額ヲ下ルニ至リタルトキニ当該再就職後ノ支給対象月ニ付之ヲ支給ス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 当該職業ニ就キタル日（次項ニ於テ就職日ト称ス）ノ前日ニ於ケル支給残日数（当該職業ニ就クコトナカリセバ同日ノ翌日ヨリ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間ノ最後ノ日迄ノ間ニ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルコトトナル日数ヲ謂フ次項ニ於テ之ニ同ジ）ガ百日未満ナルトキ

第一項及前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依リ支給対象月ニ於ケル高齡雇用継続基本給付金ノ額トシテ算定セラレタル額ヲ雇用保険法第十七条第四項第一号イニ定ムル額（其ノ額ガ同法第十八条ノ規定ニ依リ変更セラレタルトキハ其ノ変更セラレタル額）トノ均衡ヲ考慮シテ厚生労働大臣ノ定ムル額ノ百分ノ八十二相当スル額ヲ超工ザルトキハ当該支給対象月ニ付テハ高齡雇用継続基本給付金ハ之ヲ支給セズ

第三十五条 高齡再就職給付金ハ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ有スル者（当該資格ニ係ル離職ノ日ニ於ケル第三十三条ノ十二第三項ノ規定ニ依ル算定基礎期間ガ五年以上ニシテ且当該資格ニ基ク失業保険金ノ支給ヲ受ケタルコトアル者ニ限ル）ガ五十五歳ニ達シタル日以後安定シタル職業ニ就キタルコトニ依リ被保険者ト為リタル場合ニ於テ当該被保険者ノ再就職後ノ支給対象月ニ於ケル報酬ノ額（以下本条ニ於テ再就職後ノ対象月報酬月額ト称ス）ガ当該失業保険金ノ日額ノ算定ノ基礎ト為リタル給付基礎日額二三十三ヲ乘ジテ得タル額ノ百分ノ八十五ニ相当スル額ヲ下ルニ至リタルトキニ当該再就職後ノ支給対象月ニ付之ヲ支給ス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 当該職業ニ就キタル日（次項ニ於テ就職日ト称ス）ノ前日ニ於ケル支給残日数ガ八十日未満ナルトキ

二 (略)

前項ノ再就職後ノ支給対象月トハ就職日ノ属スル月ヨリ当該就職日ノ翌日ヨリ起算シテ二年(当該就職日ノ前日ニ於ケル支給残日数ガ二百日未滿ナル同項ノ被保険者ニ付テハ一年)ヲ経過スル日ノ属スル月(其ノ月ガ同項ノ被保険者ガ六十歳ニ達スル日ノ属スル月以後ナルトキハ六十歳ニ達スル日ノ属スル月)迄ノ期間内ニ在ル月(其ノ月ノ初日ヨリ末日迄引続キ被保険者ニシテ且育児休業基本給付金又ハ介護休業給付金ノ支給ヲ受クベキ休業ヲ為サザリシ月ニ限ル)ヲ謂フ

(略)

高齡再就職給付金ノ支給ヲ受クベキ者ガ同一ノ就職ニ付就業促進手当(第三十三条ノ十五ノ二第一項第二号ニ該当スル者ニ係ルモノニ限ル以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ノ支給ヲ受クルコトヲ得ベキ場合ニ於テ其ノ者ガ就業促進手当ノ支給ヲ受ケタルトキハ高齡再就職給付金ハ之ヲ支給セズ高齡再就職給付金ノ支給ヲ受ケタルトキハ就業促進手当ハ之ヲ支給セズ

第三十六条 (略)

) (略)

前項ノ下限額ハ雇用保険法第十七条第四項第一号ニ定ムル額トノ均衡ヲ考慮シ、前項ノ上限額ハ同条第四項第二号ハニ定ムル額トノ均衡ヲ考慮シ厚生労働大臣之ヲ定ム

(略)

第三十八条 (略)

二 (略)

前項ノ再就職後ノ支給対象月トハ就職日ノ属スル月ヨリ当該就職日ノ翌日ヨリ起算シテ二年(当該就職日ノ前日ニ於ケル支給残日数ガ百六十日未滿ナル同項ノ被保険者ニ付テハ一年)ヲ経過スル日ノ属スル月(其ノ月ガ同項ノ被保険者ガ六十歳ニ達スル日ノ属スル月以後ナルトキハ六十歳ニ達スル日ノ属スル月)迄ノ期間内ニ在ル月(其ノ月ノ初日ヨリ末日迄引続キ被保険者ニシテ且育児休業基本給付金又ハ介護休業給付金ノ支給ヲ受クベキ休業ヲ為サザリシ月ニ限ル)ヲ謂フ

(略)

第三十六条 (略)

) (略)

前項ノ下限額ハ雇用保険法第十七条第四項第一号口ニ定ムル額トノ均衡ヲ考慮シ、前項ノ上限額ハ同条第四項第二号ハニ定ムル額トノ均衡ヲ考慮シ厚生労働大臣之ヲ定ム

(略)

第三十八条 (略)

） (略)

前項ノ下限額八雇用保険法第十七条第四項第一号ニ定ムル額トノ均
衡ヲ考慮シ、前項ノ上限額八同条第四項第二号八ニ定ムル額トノ均
衡ヲ考慮シ厚生労働大臣之ヲ定ム

・ (略)

第五十二条ノ二 被保険者タリシ者地方運輸局又ハ公共職業安定所ノ
紹介スル職業ニ就クコト又ハ其ノ指示シタル職業ノ補導ヲ受クルコ
トヲ拒ミタルトキ八其ノ拒ミタル日ヨリ起算シ一月間（職業補導延
長給付（第三十三条ノ十三第二項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ
謂フ）又ハ全国延長給付ヲ受クル者ニ在リテハ当該延長給付ニ係ル
期間ノ中其ノ拒ミタル日以後ノ期間トス）ハ失業保険金ヲ支給セズ
但シ左ノ各号ノ一二該当スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一～三 (略)

四 船員職業安定法第二十一条（第二項但書ヲ除ク）又ハ職業安定
法第二十条（第二項但書ヲ除ク）ノ規定ニ該当スル船舶又ハ事業
所ニ紹介セラレタルトキ

五 (略)

(略)

第五十二条ノ三 (略)

(略)

失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ニ付第一項ノ規定ニ依
リ失業保険金ヲ支給セザル場合ニ於テ当該支給セザル期間ニ七日ヲ
超工三十日以下ノ範囲内ニ於テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル日数及其

） (略)

前項ノ下限額八雇用保険法第十七条第四項第一号ニ定ムル額トノ
均衡ヲ考慮シ前項ノ上限額八同条第四項第二号八ニ定ムル額トノ均
衡ヲ考慮シ厚生労働大臣之ヲ定ム

・ (略)

第五十二条ノ二 被保険者タリシ者地方運輸局又ハ公共職業安定所ノ
紹介スル職業ニ就クコト又ハ其ノ指示シタル職業ノ補導ヲ受クルコ
トヲ拒ミタルトキ八其ノ拒ミタル日ヨリ起算シ一月間（職業補導延
長給付（第三十三条ノ十三第二項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ
謂フ）又ハ全国延長給付ヲ受クル者ニ在リテハ当該延長給付ニ係ル
期間ノ中其ノ拒ミタル日以後ノ期間トス）ハ失業保険金ヲ支給セズ
但シ左ノ各号ノ一二該当スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一～三 (略)

四 船員職業安定法第二十一条又ハ職業安定法第二十条ノ規定ニ違
反シ労働争議ノ発生中ノ事業所ニ紹介シタルトキ

五 (略)

(略)

第五十二条ノ三 (略)

(略)

失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ニ付第一項ノ規定ニ依
リ失業保険金ヲ支給セザル場合ニ於テ当該支給セザル期間ニ七日ヲ
超工三十日以下ノ範囲内ニ於テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル日数及其

ノ受クベキ資格ニ係ル所定給付日数ニ相当スル日数ヲ加ヘタル期間
ガ一年(当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日ニ於
テ第三十三条ノ十二第二項第一号イニ該当スル者ニ付テハ一年ニ六
十日ヲ加ヘタル期間トス)ヲ超ユルトキハ其ノ者ノ失業保険金ヲ受
クベキ期間ハ第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ此等ノ
規定ニ依ル期間ニ当該超ユル期間ヲ加ヘタル期間トス

(略)

第三十三条ノ十五ノ三第四項ノ規定ハ第三項ノ規定ニ該当スル者ニ
之ヲ準用ス

第五十八条 国庫ハ求職者等給付(就業促進手当及高齢求職者給付金
ヲ除ク次項ニ於テ同ジ)ノ支給ニ要スル費用ノ四分ノ一及雇用継続
給付ノ支給ニ要スル費用ノ八分ノ一ヲ負担ス

ノ(略)

第六十八条 船舶所有者故ナク左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ
六月以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一ノ五 (略)

六 第九条第三項(同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定
ニ依ル証明ヲ拒ミタルトキ

第六十九条ノ三 (略)

被保険者又ハ保険給付ヲ受クル者故ナク第九条第五項ノ規定ニ基ク

ノ受クベキ資格ニ係ル所定給付日数ニ相当スル日数ヲ加ヘタル期間
ガ一年(当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日ニ於
テ第三十三条ノ十二第二項第一号イニ該当スル者ニ付テハ一年ニ六
十日ヲ加ヘタル期間トス)ヲ超エタルトキハ其ノ者ノ失業保険金ヲ
受クベキ期間ハ第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ此等
ノ規定ニ依ル期間ニ当該超エタル期間ヲ加ヘタル期間トス

(略)

第三項ノ規定ニ該当スル者ガ全国延長給付又ハ職業補導延長給付(第
第三十三条ノ十三第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給
ヲ謂フ)ヲ受クル場合ノ其ノ者ノ失業保険金ヲ受クベキ期間ノ調整
ニ關シ必要ナル事項ハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八条 国庫ハ求職者等給付(再就職手当及高齢求職者給付金ヲ
除ク次項ニ於テ同ジ)ノ支給ニ要スル費用ノ四分ノ一及雇用継続給
付ノ支給ニ要スル費用ノ八分ノ一ヲ負担ス

ノ(略)

第六十八条 船舶所有者故ナク左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ
六月以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一ノ五 (略)

六 第九条第二項(同条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定
ニ依ル証明ヲ拒ミタルトキ

第六十九条ノ三 (略)

被保険者又ハ保険給付ヲ受クル者故ナク第九条第四項ノ規定ニ基ク

厚生労働省令ニ依ル報告、申出若八届出ヲ為サズ若八虚偽ノ報告、申出若八届出ヲ為シ又八同条同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル文書ノ提出ヲ為サザルトキ亦前項ニ同ジ

(略)

附則

②②雇用及失業ノ状況ヲ参酌シ政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ三十五歳以上六十歳未満ナルモノニ対スル第三十三条ノ十三第二項ノ規定ニ付テ八同項中「政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ当該職業ノ補導」トアルハ「三十五歳以上六十歳未満ノ者ニシテ当該職業ノ補導ヲ受ケ終リタルモ職業ニ就クコトヲ得ズ且再就職ヲ容易ナラシムル為ニ職業ノ補導ヲ再度受ケントスル者ト認ムルモノ(其ノ者ガ受クル当該職業ノ補導ノ期間ノ合計ガ二年以下ナルモノニ限ル)又八政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ前項ノ規定ニ依ル職業ノ補導」ト、「同項」トアルハ「第四項」トス

②③
②⑦ (略)

厚生労働省令ニ依ル報告、申出若八届出ヲ為サズ若八虚偽ノ報告、申出若八届出ヲ為シ又八同条同項ノ規定ニ基ク厚生労働省令ニ依ル文書ノ提出ヲ為サザルトキ亦前項ニ同ジ

(略)

附則

②②
②⑥ (略)

四 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）

改正案	現行
<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第十条 勤続期間六月以上で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことがで</p>	<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第十条 勤続期間六月以上で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、同法第二十三條第三項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことがで</p>

きない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

（第一号及び第二号 略）

（第二項から第九項まで 略）

10 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第三十六條、第三十七條及び第五十六條の二から第五十九條までの規定に準じて政令で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。

（第一号から第三号まで 略）

四 職業に就いたものについては、就業促進手当

きない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

（第一号及び第二号 略）

（第二項から第九項まで 略）

10 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第三十六條、第三十七條及び第五十六條の二から第五十九條までの規定に準じて政令で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。

（第一号から第三号まで 略）

三の二 前二項に該当する者以外の者であつて、安定した職業に就いたものについては、再就職手当

四 雇用保険法第五十七條第一項に規定する身体障害者その他の就

(第五号及び第六号 略)

11 前項の規定は、第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(これらの規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「第三十六条、第三十七条及び第五十六条の二から第五十九条まで」とあるのは「第五十六条の二から第五十九条まで」と読み替えるものとする。

12 第十項第三号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

13 第十項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、政令で定める日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

14 雇用保険法第十條の四の規定は、偽りその他不正の行為によつて第一項、第二項又は第四項から第十一項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。

15 本条の規定による退職手当は、雇用保険法又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定によるこれに相当する給付の支給を

職が困難な者として政令で定めるものに該当する者であつて、安定した職業に就いたもの(前号の再就職手当の支給を受けることができる者を除く。)については、常用就職支度金

(第五号及び第六号 略)

11 前項の規定は、第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(これらの規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「第三十六条、第三十七条及び第五十六条の二から第五十九条まで」とあるのは「第五十七条から第五十九条まで」と読み替えるものとする。

12 第十項第三号又は第三号の二に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

13 雇用保険法第十條の三の規定は、偽りその他不正の行為によつて第一項、第二項又は第四項から第十一項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。

14 本条の規定による退職手当は、雇用保険法又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定によるこれに相当する給付の支給を

受ける者に対して支給してはならない。

受ける者に対して支給してはならない。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第七条の五 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第四十六条第一項及び第二項の規定の適用を受けるものが被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日又は同条第一項に規定する政令で定める日（次項及び第五項並びに附則第十一条第一項及び第二項、第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の三第一項及び第二項、第十一条の四第一項及び第二項、第十一条の六第一項、第二項、第四項及び第八項並びに第十三条の六第一項、第二項、第五項及び第九項において「被保険者である日」という。）が属する月において、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、第四十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に^{（一）}、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条第一項及び第二項の規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額</p>	<p>附則</p> <p>第七条の五 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第四十六条第一項及び第二項の規定の適用を受けるものが被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日又は同条第一項に規定する政令で定める日（次項及び第五項並びに附則第十一条第一項及び第二項、第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の三第一項及び第二項、第十一条の四第一項及び第二項、第十一条の六第一項、第二項、第四項及び第八項並びに第十三条の六第一項、第二項、第五項及び第九項において「被保険者である日」という。）が属する月において、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、第四十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に^{（一）}、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条第一項及び第二項の規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に十分の二十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度</p>

から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額とする。次項において同じ。）に十二を乗じて得た額（第四項において「在職支給停止調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の六を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る標準報酬月額の割合が逓増する程度に応じ、百分の六から一定の割合で逓減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

（第二項 略）

3 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額以上であるとき。

（第二号 略）

額から当該標準報酬月額を減じて得た額に二十五分の十を乗じて得た額とする。次項において同じ。）に十二を乗じて得た額（第四項において「在職支給停止調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する額未満であるとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の十を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る標準報酬月額の割合が逓増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で逓減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

（第二項 略）

3 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額以上であるとき。

（第二号 略）

(第四項及び第五項 略)

第十一条の六 附則第八条の規定による老齢厚生年金(第四十三条第一項、附則第九条の二第一項から第三項まで又は附則第九条の三及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、附則第十一条及び第十一条の二の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき附則第十一条又は第十一条の二の規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止基準額と当該各号に定める額(その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額)に十二を乗じて得た額(第七項において「調整額」という。)との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるとき。
当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の六を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。 当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権

(第四項及び第五項 略)

第十一条の六 附則第八条の規定による老齢厚生年金(第四十三条第一項、附則第九条の二第一項から第三項まで又は附則第九条の三及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、附則第十一条及び第十一条の二の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき附則第十一条又は第十一条の二の規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止基準額と当該各号に定める額(その額に十分の二十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に二十五分の十を乗じて得た額)に十二を乗じて得た額(第七項において「調整額」という。)との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する額未満であるとき。
当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の十を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。 当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権

者に係る標準報酬月額割合が逡増する程度に応じ、百分の六から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

2 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、附則第十一条の三の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、前項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第二項の規定による支給停止基準額と前項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第七項において「坑内員・船員の調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下この条において単に「加給年金額」という。）を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

（第三項 略）

4 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限る。）が被保険者である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得

者に係る標準報酬月額割合が逡増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

2 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、附則第十一条の三の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、前項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第二項の規定による支給停止基準額と前項各号に定める額（その額に十分の二十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に二十五分の十を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第七項において「坑内員・船員の調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下この条において単に「加給年金額」という。）を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

（第三項 略）

4 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限る。）が被保険者である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得

した月を除く。)について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、前二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、第一項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における支給停止基準額(同条第二項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第十一条の三第二項の規定による支給停止基準額をいう。)に附則第十一条の四第二項に規定する附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加えた額と第一項各号に定める額(その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額)に十二を乗じて得た額(第七項において「基礎年金を受給する坑内員・船員の調整額」という。)との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

(第五項 略)

6 附則第八条の規定による老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前各項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額以上であるとき。

二 (略)

した月を除く。)について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、前二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、第一項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における支給停止基準額(同条第二項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第十一条の三第二項の規定による支給停止基準額をいう。)に附則第十一条の四第二項に規定する附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加えた額と第一項各号に定める額(その額に十分の二十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に二十五分の十を乗じて得た額)に十二を乗じて得た額(第七項において「基礎年金を受給する坑内員・船員の調整額」という。)との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

(第五項 略)

6 附則第八条の規定による老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前各項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額以上であるとき。

二 (略)

(第七項及び第八項 略)

第十三条の六 (第一項から第四項まで 略)

5 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、第一項から第三項までの規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき第一項から第三項までの規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止基準額と当該各号に定める額(その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額)に十二を乗じて得た額(第八項において「調整額」という。)との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額(第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。)以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

- 一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるとき。 当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の六を乗じて得た額
- 二 前号に該当しないとき。 当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る標準報酬月額の割合が逓増する程度に応じ、百分の六

(第七項及び第八項 略)

第十三条の六 (第一項から第四項まで 略)

5 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、第一項から第三項までの規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき第一項から第三項までの規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止基準額と当該各号に定める額(その額に十分の二十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に二十五分の十を乗じて得た額)に十二を乗じて得た額(第八項において「調整額」という。)との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額(第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。)以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

- 一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する額未満であるとき。 当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の十を乗じて得た額
- 二 前号に該当しないとき。 当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る標準報酬月額の割合が逓増する程度に応じ、百分の十

から一定の割合で逓減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

(第六項 略)

7 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額以上であるとき。

二 (略)

(第八項及び第九項 略)

から一定の割合で逓減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

(第六項 略)

7 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額以上であるとき。

二 (略)

(第八項及び第九項 略)

改正案	現行
<p>（政府管掌健康保険等の被保険者が受ける附加的給付等に係る課税の特例）</p> <p>第四十一条の七 健康保険法附則第四条第一項又は船員保険法附則第二十五項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。</p> <p>2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則第四条第二項又は船員保険法附則第二十六項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>3 健康保険法附則第四条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第二十五項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。</p>	<p>（政府管掌健康保険等の被保険者が受ける附加的給付等に係る課税の特例）</p> <p>第四十一条の七 健康保険法附則第四条第一項又は船員保険法附則第二十三項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。</p> <p>2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則第四条第二項又は船員保険法附則第二十四項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>3 健康保険法附則第四条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第二十三項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第十二条の八の三 附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この条において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、その月の分の退職共済年金の額は、第七十九条第二項（附則第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第二項若しくは第四項又は第十二条の七の四第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、第七十九条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（その金額に<u>六分</u>の十五を乗じて得た金額に当該受給権者の標準報酬の月額を加えた金額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬の月額を控除して得た金額に<u>十五分の六</u>を乗じて得た金額）に十二を乗じて得た金額（以下この条において「調整額」という。）を控除して得た金額とする。</p> <p>一 当該受給権者の標準報酬の月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条</p>	<p>附 則</p> <p>第十二条の八の三 附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この条において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、その月の分の退職共済年金の額は、第七十九条第二項（附則第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第二項若しくは第四項又は第十二条の七の四第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、第七十九条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（その金額に<u>十分</u>の二十五を乗じて得た金額に当該受給権者の標準報酬の月額を加えた金額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬の月額を控除して得た金額に<u>二十五分の十</u>を乗じて得た金額）に十二を乗じて得た金額（以下この条において「調整額」という。）を控除して得た金額とする。</p> <p>一 当該受給権者の標準報酬の月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条</p>

において、「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た金額の百分の六十一に相当する金額未満であるとき。当該受給権者の標準報酬の月額に百分の六を乗じて得た金額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者の標準報酬の月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た金額に対する当該受給権者の標準報酬の割合が逡増する程度に応じ、百分の六から一定の割合で逡減するように財務省令で定める率を乗じて得た金額

(第二項 略)

3 附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た金額の百分の七十五に相当する金額以上であるとき。

(第二号 略)

(第四項及び第五項 略)

において、「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た金額の百分の六十四に相当する金額未満であるとき。当該受給権者の標準報酬の月額に百分の十を乗じて得た金額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者の標準報酬の月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た金額に対する当該受給権者の標準報酬の割合が逡増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で逡減するように財務省令で定める率を乗じて得た金額

(第二項 略)

3 附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た金額の百分の八十五に相当する金額以上であるとき。

(第二号 略)

(第四項及び第五項 略)

改 正 案	現 行
<p>（雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例）</p> <p>第二十五条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 前項の確認があつた場合における雇用保険法（第七条を除く。）の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。この場合において、同法第二十三条第二項中「次の各号」とあるのは、「次の各号又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者」とする。</p> <p>4 第一項の規定による基本手当の支給については、雇用保険法第十条の三、第十五条、第二十一条、第三十条及び第三十一条の規定の適用について厚生労働省令で特別の定めをすることができる。</p> <p>5 第一項に規定する政令で定める地域にある雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者で、同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者又は同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を高年齢継続被保険者等以外の被保険者とみなして、前各項の規定により基本手当を支給するものとする。この場合において、第一項の規定において適用される同法第十七条第四項第二号中、「三十歳未満」とあるのは、「三十歳未満又は六十五歳以上」と、同法第二十二條第二項第一号中、「四十五歳以上六十五歳未満」とあるのは、「四十五歳以上」と、同法第二十三条第一項第一号中、「六十歳以上</p>	<p>（雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例）</p> <p>第二十五条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 前項の確認があつた場合における雇用保険法（第七条を除く。）の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。この場合において、同法第二十三条第三項中「次の各号」とあるのは、「次の各号又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者」とする。</p> <p>4 第一項の規定による基本手当の支給については、雇用保険法第十条の二、第十五条、第二十一条、第三十条及び第三十一条の規定の適用について厚生労働省令で特別の定めをすることができる。</p> <p>5 第一項に規定する政令で定める地域にある雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者で、同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者又は同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を高年齢継続被保険者等以外の被保険者とみなして、前各項の規定により基本手当を支給するものとする。この場合において、第一項の規定において適用される同法第十七条第四項第二号中、「三十歳未満」とあるのは、「三十歳未満又は六十五歳以上」と、同法第二十二條第二項第一号イ中、「四十五歳以上六十五歳未満」とあるのは、「四十五歳以上」と、同項第二号イ中、「三十歳以上六十五歳未満</p>

六十五歳未満」とあるのは、「六十歳以上」とする。

(第六項から第八項まで 略)

「とあるのは「三十歳以上」と、同法第二十三条第一項第一号及び第二項第一号中「六十歳以上六十五歳未満」とあるのは「六十歳以上」とする。

(第六項から第八項まで 略)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第二十六条の三 附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は附則第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した日の属する月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、その月分の退職共済年金の額に係る第八十一条第二項（附則第二十条の二第四項、附則第二十条の三第三項若しくは第六項、附則第二十四条第二項、附則第二十五条の二第四項、附則第二十五条の三第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五条の四第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五条の五第三項（附則第二十六条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、附則第二十五条の六第八項若しくは第十項又は附則第二十六条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により支給の停止を行わないこととされる金額は、第八十一条第二項の規定にかかわらず、当該金額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額（その金額に<u>六分の十五</u>を乗じて得た額と当該受給権者に係る掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額（以下この条において「給与月額」という。）との合計金額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条にお</p>	<p>附 則</p> <p>第二十六条の三 附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は附則第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した日の属する月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、その月分の退職共済年金の額に係る第八十一条第二項（附則第二十条の二第四項、附則第二十条の三第三項若しくは第六項、附則第二十四条第二項、附則第二十五条の二第四項、附則第二十五条の三第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五条の四第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五条の五第三項（附則第二十六条第九項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、附則第二十五条の六第八項若しくは第十項又は附則第二十六条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により支給の停止を行わないこととされる金額は、第八十一条第二項の規定にかかわらず、当該金額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額（その金額に<u>十分の二十五</u>を乗じて得た額と当該受給権者に係る掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額（以下この条において「給与月額」という。）との合計金額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条に</p>

いて「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該給与月額を控除して得た金額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を控除して得た金額とする。

一 当該受給権者に係る給与月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金月額（以下この条において「みなし賃金月額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する金額未満であるとき。当該受給権者の給与月額に百分の六を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者の給与月額に、みなし賃金月額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る給与月額の割合が遞増する程度に応じ、百分の六から一定の割合で遞減するように主務省令で定める率を乗じて得た額

（第二項 略）

3 附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は附則第二十六条の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者に係る給与月額がみなし賃金月額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する金額以上であるとき。

（第二号 略）

（第四項及び第五項 略）

において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該給与月額を控除して得た金額に二十五分の十を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を控除して得た金額とする。

一 当該受給権者に係る給与月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金月額（以下この条において「みなし賃金月額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する金額未満であるとき。当該受給権者の給与月額に百分の十を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者の給与月額に、みなし賃金月額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る給与月額の割合が遞増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で遞減するように主務省令で定める率を乗じて得た額

（第二項 略）

3 附則第十八条の二、附則第十九条、附則第二十四条の二又は附則第二十六条の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者に係る給与月額がみなし賃金月額に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する金額以上であるとき。

（第二号 略）

（第四項及び第五項 略）

十 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>2 平成十五年度における第七条第二項の規定の適用については、同項中「徴収法第十二条第四項の雇用保険率（その率が徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率）」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）第二条の規定による改正前の徴収法（以下この項において「旧徴収法」という。）第十二条第四項の雇用保険率（その率が旧徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率）及び徴収法附則第九条において読み替えて適用する徴収法第十二条第四項の雇用保険率（その率が徴収法附則第九条において読み替えて適用する徴収法第十二条第五項又は徴収法第十二条第七項の規定により変更されたときは、その変更された率）」とする。</p> <p>3 平成十六年度における第七条第二項の規定の適用については、同項中「徴収法第十二条第四項」とあるのは「徴収法附則第九条において読み替えて適用する徴収法第十二条第四項」と、「徴収法第十二条第五項又は第七項」とあるのは「徴収法附則第九条において読み替えて適用する徴収法第十二条第五項又は徴収法第十二条第七項」とする。</p> <p>4 雇用安定資金は、政令で定める日までの間、第八条の二第三項に定めるもののほか、失業等給付費を支弁するため必要があるときは</p>	<p>附則</p> <p>2 労働者災害補償保険特別会計法（昭和二十二年法律第五十一号）及び失業保険特別会計法（昭和二十二年法律第一百五十七号）は、廃止する。</p> <p>3 労働者災害補償保険特別会計（以下「労災保険特別会計」という。）及び失業保険特別会計の昭和四十六年度の支入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、昭和四十七年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、政令で定めるところにより、この会計の労災勘定、失業勘定又は徴収勘定の歳入に繰り入れるものとする。</p> <p>4 この法律の施行前に労災保険特別会計又は失業保険特別会計の昭和四十七年度の暫定予算に基づいてした債務の負担又は支出は、政</p>

、予算の定めるところにより、使用することができる。

5 前項の政令で定める日までの間は、雇用勘定において、毎会計年度の第十八条第二項に規定する歳入額から当該年度の同項に規定する歳出額を控除して不足があるときであつて、同項の規定により同勘定の積立金からこれを補足してなお不足があるときは、雇用安定資金から当該不足分を補足することができる。

6 第四項の規定により使用した金額及び前項の規定により雇用安定資金から補足した金額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第十八条第二項に規定する歳入額から当該年度の同項に規定する歳出額を控除して残余があるときは、同項の規定にかかわらず、これらの金額に相当する金額に達するまでの金額を雇用安定資金に繰り入れなければならない。この場合において、第八条の第二項中「同勘定からの繰入金及び第十八条第三項の規定による繰入金」とあるのは、「同勘定からの繰入金、第十八条第三項の規定による繰入金及び附則第六項の規定による繰入金」とする。

令で定めるところにより、この会計の労災勘定、失業勘定又は徴収勘定の同年度の予算に基づいてしたものとみなす。

5 この法律の施行前に収納した労災保険特別会計、失業保険特別会計又は一般会計の昭和四十七年度の歳入に属する労災保険事業及び失業保険事業に係る収入は、政令で定めるところにより、この会計の労災勘定、失業勘定又は徴収勘定の歳入とみなす。

6 労災保険特別会計又は失業保険特別会計の昭和四十六年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三若しくは第四十二条ただし書、旧労働者災害補償保険特別会計法第十五条又は旧失業保険特別会計法第十五条の規定により繰り越されたもの及び当該繰り越された経費に係る予算に基づいてこの法律の施行前にこれらの会計においてした債務の負担又は支出は、政令で定めるところにより、それぞれ、この会計の労災勘定、失業勘定又は徴収勘定に繰り越されたもの及び当該各勘定においてした債務の負担又は支出とみなす。

7 労災保険特別会計又は失業保険特別会計の昭和四十六年度の出納の完結の際当該各会計に所屬する積立金の額に相当する金額は、第十八条第一項の規定により、それぞれこの会計の労災勘定又は失業勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

8 労災保険特別会計又は失業保険特別会計の廃止の際当該各会計に所屬する権利義務は、政令で定めるところにより、この会計の労災勘定、失業勘定又は徴収勘定に歸属するものとする。

9 前項の規定により労災勘定、失業勘定又は徴収勘定に歸属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ当該各勘定の歳入及び歳出

とする。

10 前項の規定により徴収勘定の歳入とされる収入の額に相当する金額は、第七条第一項又は第二項の規定の例により、同勘定から労災勘定又は失業勘定の歳入に繰り入れるものとし、当該繰入金は、徴収勘定の歳出とする。

11 第九条第二項又は第十一条第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予定計算書又は予算に添附すべき前前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表並びに前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表は、昭和四十七年度（前前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表については、昭和四十八年度を含む。）の予算に限り、これらの規定にかかわらず、その添附を要しないものとする。

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第二十六条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この条において単に「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、附則第二十一条の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第二項の規定による支給停止基準額と当該各号に定める額）その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において単に「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第六項において「調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準</p>	<p>附 則</p> <p>第二十六条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この条において単に「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、附則第二十一条の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第二項の規定による支給停止基準額と当該各号に定める額）その額に十分の二十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において単に「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に二十五分の十を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第六項において「調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止</p>

額が老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額）（以下この条において単に「加給年金額」という。）を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において単に「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の六を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る標準報酬月額の割合が逡増する程度に応じ、百分の六から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

（第二項 略）

3 第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者（昭和十六年四月二日以後に生まれた者であつて、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるものに限る。）が厚生年金保険の被保険者である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、前二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、第一項各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該老齢厚生年金につき附則第二十四

基準額が老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額）（以下この条において単に「加給年金額」という。）を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において単に「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する額未満であるとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の十を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る標準報酬月額の割合が逡増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

（第二項 略）

3 第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者（昭和十六年四月二日以後に生まれた者であつて、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるものに限る。）が厚生年金保険の被保険者である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、前二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、第一項各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該老齢厚生年金につき附則第二十四

条第四項及び第五項の規定を適用した場合における支給停止基準額（同条第四項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第二十一条第二項の規定による支給停止基準額をいう。）に附則第二十四条第四項に規定する厚生年金保険法附則第九条の第二項第一号に規定する額を加えた額と第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第六項において「基礎年金を受給する者の調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

（第四項 略）

5 第一項に規定する老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前各項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額以上であるとき。

二 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額が支給限度額以上であるとき。

（第六項から第十四項まで 略）

条第四項及び第五項の規定を適用した場合における支給停止基準額（同条第四項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第二十一条第二項の規定による支給停止基準額をいう。）に附則第二十四条第四項に規定する厚生年金保険法附則第九条の第二項第一号に規定する額を加えた額と第一項各号に定める額（その額に十分の二十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に二十五分の十を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第六項において「基礎年金を受給する者の調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

（第四項 略）

5 第一項に規定する老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前各項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額以上であるとき。

二 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額が支給限度額以上であるとき。

（第六項から第十四項まで 略）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p>	<p>附 則 （ 検 討 ）</p> <p>第十條 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後における新雇用保険法第三章第五節の二の規定及び同条第二号に掲げる規定の施行後における同章第六節の規定（新雇用保険法第十一条及び第十二条の規定のうち同章第五節の二に規定する教育訓練給付及び同章第六節に規定する雇用継続給付に係る部分を含む。）について、当該規定の実施状況、職業に関する教育訓練の受講の状況、高年齢者の雇用の状況、育児休業及び介護休業の取得の状況、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後における新船員保険法第三十三條ノ十六ノ四の規定及び附則第一条第二号に掲げる規定の施行後における新船員保険法第三十四條から第三十八條までの規定（新船員保険法第二十六條及び第二十七條の規定のうち新船員保険法第三十三條ノ十六ノ四の教育訓練給付及び新船員保険法第三十四條から第三十八條までに規定する雇用継続給付に係る部分を含む。）について、当該規定の実施状況、職業に関する教育訓練の受講の状況、高年齢者の雇用の状況、育児休業及び介護休業の取得の状況、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の</p>

収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条を削る。

十三 経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律（平成十三年法律第百五十八号）

改正案	現行
<p>（雇用保険法の特例）</p> <p>第二条 雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者であつて中高年齢者であるもの（六十歳未満の者に限る。）に関する同条第三項並びに同法第三十三条第一項、第三十六条第二項及び第五十八条第一項の規定の適用については、同法第十五条第三項中「政令で定めるものをいう」とあるのは「政令で定めるものをいい、特定公共職業訓練等（中高年齢者（四十五歳以上六十歳未満の者をいう。以下同じ。）の申出に基づきその再就職を容易にするものとして公共職業安定所長が特に指示した公共職業訓練等をいう。第三十三条第一項、第三十六条第二項及び第五十八条第一項において同じ。）を含む」と、同法第三十三条第一項、第三十六条第二項及び第五十八条第一項中「公共職業訓練等」とあるのは「公共職業訓練等（特定公共職業訓練等を除く。）」とする。</p>	<p>（雇用保険法の特例）</p> <p>第二条 雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者であつて中高年齢者であるもの（六十歳未満の者に限る。）に関する同条第三項並びに同法第二十四条第二項、第三十三条第一項、第三十六条第二項及び第五十八条第一項の規定の適用については、同法第十五条第三項中「政令で定めるものをいう」とあるのは「政令で定めるものをいい、特定公共職業訓練等（中高年齢者（四十五歳以上六十歳未満の者をいう。以下同じ。）の申出に基づきその再就職を容易にするものとして公共職業安定所長が特に指示した公共職業訓練等をいう。第三十三条第一項、第三十六条第二項及び第五十八条第一項において同じ。）を含む」と、同法第二十四条第二項中「政令で定める基準」とあるのは「中高年齢者であつて、当該公共職業訓練等を受け終わつてもなお職業に就くことができず、かつ、再就職を容易にするために公共職業訓練等を再度受けようとするものであると認められたもの（その者が受ける公共職業訓練等の期間の合計が二年を超えないものに限る。）又は政令で定める基準」と、同法第三十三条第一項、第三十六条第二項及び第五十八条第一項中「公共職業訓練等」とあるのは「公共職業訓練等（特定公共職業訓練等を除く。）」とする。</p>

(船員保険法の特例)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて中高年齢者であるもの(六十歳未満の者に限る。)に關する同法第三十三条ノ七第二項及び第五十七条ノ三第一項の規定の適用については、同法第三十三条ノ七第二項中「指示」とあるのは「指示(中高年齢者(四十五歳以上六十歳未満ナル者ヲ謂フ以下本章ニ於テ之ニ同ジ)ノ申出ニ基キ其ノ再就職ヲ容易ナラシムルモノトシテ当該地方運輸局ノ長又ハ当該公共職業安定所ノ長ガ特ニ為シタルモノヲ含ム第三十三条ノ十五第二項及第五十二条ノ三第一項ヲ除キ本章ニ於テ之ニ同ジ)」と、同法第五十七条ノ三第一項中「職業ノ補導」とあるのは「職業ノ補導(中高年齢者ノ申出ニ基キ其ノ再就職ヲ容易ナラシムルモノトシテ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ特ニ指示シタルモノヲ除ク)」とする。

(船員保険法の特例)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三条ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて中高年齢者であるもの(六十歳未満の者に限る。)に關する同法第三十三条ノ七第二項、第三十三条ノ十三第二項及び第五十七条ノ三第一項の規定の適用については、同法第三十三条ノ七第二項中「指示」とあるのは「指示(中高年齢者(四十五歳以上六十歳未満ナル者ヲ謂フ以下本章ニ於テ之ニ同ジ)ノ申出ニ基キ其ノ再就職ヲ容易ナラシムルモノトシテ当該地方運輸局ノ長又ハ当該公共職業安定所ノ長ガ特ニ為シタルモノヲ含ム第三十三条ノ十五第二項及第五十二条ノ三第一項ヲ除キ本章ニ於テ之ニ同ジ)」と、同法第三十三条ノ十三第二項中「政令ヲ以テ定ムル基準」とあるのは「中高年齢者ニシテ当該職業ノ補導ヲ受ケ終リタルモ職業ニ就クコトヲ得ズ且再就職ヲ容易ナラシムル為ニ職業ノ補導ヲ再度受ケントスル者ト認ムルモノ(其ノ者ガ受ケル当該職業ノ補導ノ期間ノ合計ガ二年以下ナルモノニ限ル)又ハ政令ヲ以テ定ムル基準」と、同法第五十七条ノ三第一項中「職業ノ補導」とあるのは「職業ノ補導(中高年齢者ノ申出ニ基キ其ノ再就職ヲ容易ナラシムルモノトシテ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ特ニ指示シタルモノヲ除ク)」とする。

附則

(雇用保険法の特例に関する経過措置)

第三条 前条に規定する日(以下「失効日」という。)以前に第二条の規定の適用を受けて公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等

附則

(雇用保険法の特例に関する経過措置)

第三条 前条に規定する日(以下「失効日」という。)以前に第二条の規定の適用を受けて公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等

<p>及び失効日以前に同条の規定の適用を受けて開始された基本手当の支給については、失効日後も、なお従前の例による。</p> <p>(船員保険法の特例に関する経過措置)</p> <p>第四条 失効日以前に第三条の規定の適用を受けて地方運輸局長又は公共職業安定所の長が指示した職業の補導及び失効日以前に同条の規定の適用を受けて開始された失業保険金の支給については、失効日後も、なお従前の例による。</p>	<p>、失効日以前に同条の規定の適用を受けて開始された基本手当の支給及び失効日以前にされた雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、失効日後も、なお従前の例による。</p> <p>(船員保険法の特例に関する経過措置)</p> <p>第四条 失効日以前に第三条の規定の適用を受けて地方運輸局長又は公共職業安定所の長が指示した職業の補導、失効日以前に同条の規定の適用を受けて開始された失業保険金の支給及び失効日以前に開始された船員保険法第三十三条ノ十三ノ三の規定による同条第一項に規定する各延長給付の支給については、失効日後も、なお従前の例による。</p>
--	--

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（労働保険特別会計法の一部改正）</p> <p>第二十三条 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。</p> <p>第五条第一項第八号中「及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項」を、「独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項及び独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十四条第三項」に改め、同条第二項第二号中「及び独立行政法人労働政策研究・研修機構」を、「独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。</p> <p>附則第六項中「附則第六項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第二項から第五項までを一号ずつ繰り下げ、附則第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第二項又は第四項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第五条第一項の規定の適用については、同項第八号中「第十四条第三項」とあるのは、「第十四条第三項並びに同法附則第四条第二項及び第四項」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（労働保険特別会計法の一部改正）</p> <p>第二十三条 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。</p> <p>第五条第一項第八号中「及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項」を、「独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項及び独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十四条第三項」に改め、同条第二項第二号中「及び独立行政法人労働政策研究・研修機構」を、「独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。</p> <p>附則第二項を次のように改める。</p> <p>2 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第二項又は第四項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第五条第一項の規定の適用については、同項第八号中「第十四条第三項」とあるのは、「第十四条第三項並びに同法附則第四条第二項及び第四項」とする。</p>

附則第三項から第十一項までを削る。